

DISCLOSURE 2025



 鹿児島興業信用組合
DISCLOSURE 2025



新島と桜島

こうしんの現況

鹿児島興業信用組合 <https://www.ka-kousin.co.jp>



ごあいさつ



鹿児島興業信用組合
理事長 満田 學

皆さまには、平素より鹿児島興業信用組合に格別のご愛顧を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

当組合についてより一層ご理解を深めて頂きたく、令和6年度第72期の事業概況及び決算状況について取りまとめた「こうしん DISCLOSURE2025」を作成いたしましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

昨年度は、長年にわたり日本経済のデフレ体質の象徴としてきた、マイナス金利政策が解除され、2007年以来17年ぶりに「金利ある世界」となりました。日経平均株価の史上最高値更新、賃上げに伴う個人消費の増加やインバウンド需要で景気が回復する一方、足下では物価高騰や景気減速懸念等、依然として先行きが不透明な状況が続いています。

こうした中、当組合は人材不足、事業承継問題、相続問題、資材高騰、価格転嫁、賃上げ、資金繰り支援等、お客さまの様々な課題に向き合ってきました。

令和6年度の業績は、法人、個人の皆さまのニーズに応えながら貸出金を大幅に伸張することができました。その結果、貸出金利息や有価証券利息配当金の増加により、金融機関の本業の利益を示す「コア業務純益」が前期比44百万円増加の368百万円となり、当期純利益322百万円を計上し、増収増益で決算を終えることが出来ました。

これもひとえに地域の皆さまのお引き立ての賜物と深く感謝申し上げます。

今年度は、当組合にとって中期経営計画の仕上げとなる重要な年度です。

経営ビジョンである「持続可能なビジネスモデルの構築」の実現に努め、健全経営で地域に根差した金融機関として、地域社会への貢献や取引先に寄り添い、皆様の課題について共有し、解決に向け資金繰り支援にとどまらず、経営改善・事業再生支援になお一層、取組んでまいりたいと考えています。

“こうしん”は、組合員の皆様に寄り添った金融サービスを提供して、組合員及び地域経済の発展に取組むことが使命であると考えております。

ブランドスローガンである「共に創ろう夢ある未来」を実現するため、役職員一丸となって全力を挙げて取組んでまいりますので、引き続き格別のご支援・ご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

経営理念

・私たちは、地域社会への貢献に努めます。

・私たちは、組合員、役職員並びに

こうしんの地位の向上に努めます。

・私たちは、明るく楽しい職場づくりに努めます。

・私たちは、適正な利益の確保に努めます。



鹿児島興業信用組合



「こうしん^{きしゅう}徽章(マーク)」とは

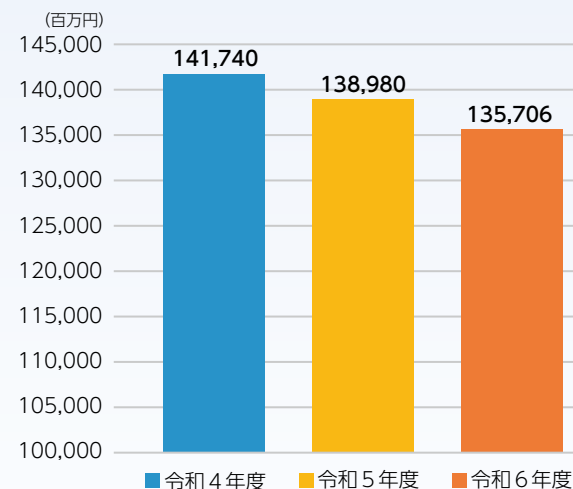
こうしん徽章は、三つの半円が重なり合っています。戦国時代の攻防の陣形である「魚鱗・鶴翼の陣」をモチーフとしたものです。「魚鱗」とは漢字で「さかなのうろこ」と書き、「鶴翼」は「つるのつばさ」と書きます。こうしんは取引先を守るために、まずは「鶴翼の陣形」で、大きく翼を広げ、その中に優しく包み込み、攻め入る敵から取引先の経済的地位と利益を万全に守る対策を講じる「相互扶助」の精神を、次に「魚鱗の陣形」で、びっしりと重なり合った魚の鱗のように、攻め込む時が来たら選択と集中の下、行動を共に実施し、「共存共栄」を図るといった組合設立からの理念を表現したものです。



概要		令和7年3月31日現在
名	称	鹿児島興業信用組合 (略称：こうしん)
設	立	昭和28年5月18日
業	務	昭和28年6月1日
務	開	
本	所	鹿児島市東千石町17番11号
店	在	
出	地	
資		5,453百万円
金		
預	金	135,706百万円
金		
貸	出	94,099百万円
出		
金		
常		179名
勤		
役		
職		
員		
数		60,987名
組		
合		
員		
数		

令和6年度業績ハイライト

預金実績

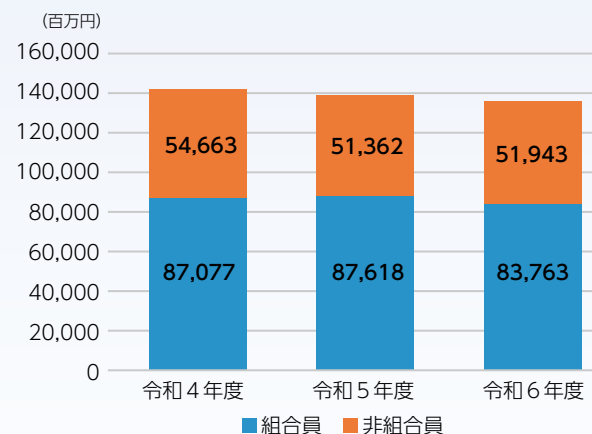


預金残高 1,357億円

預金は、新型コロナ融資の返済や相続預金の払出により、32億74百万円減少いたしました。



組合員預金

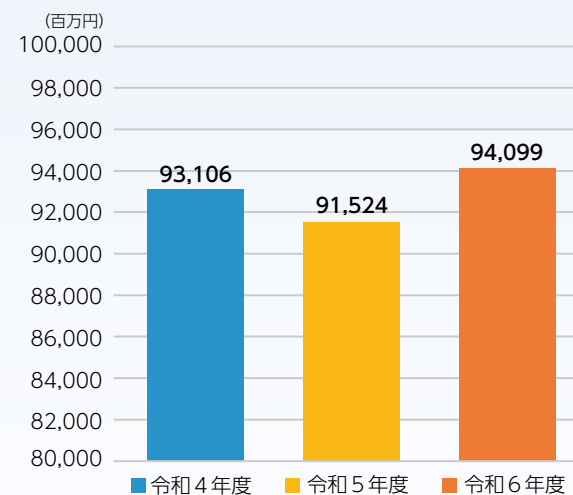


組合員預金 837億円

組合員預金は、前年比38億55百万円減少いたしました。



貸出金実績



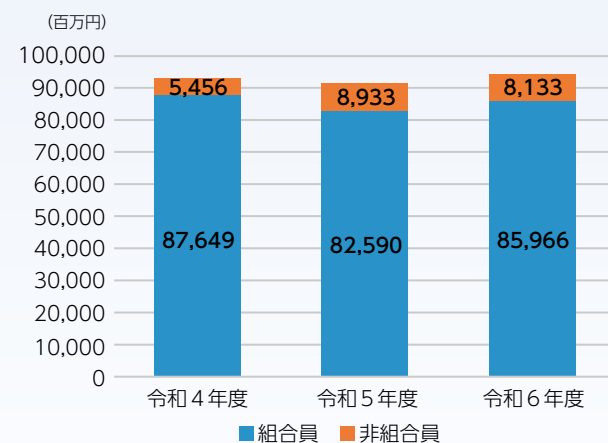
貸出金残高 940億円

貸出金は、設備資金や住宅資金に積極的に応需した結果、25億75百万円増加いたしました。



2 令和6年度業績ハイライト

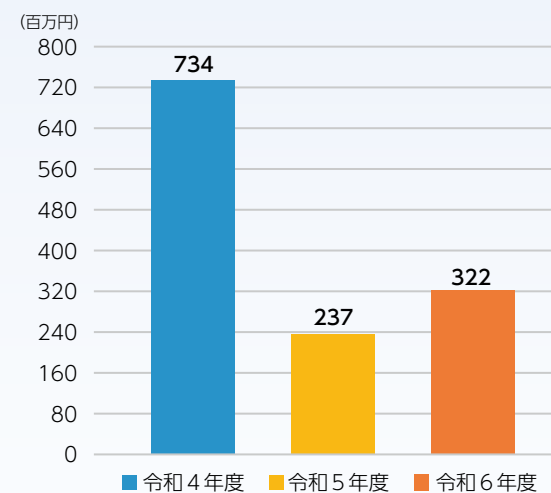
組合員向け貸出金



組合員向け貸出金859億66百万円
組合員向け貸出金は、対前年比33億76百万円増加いたしました。



当期純利益

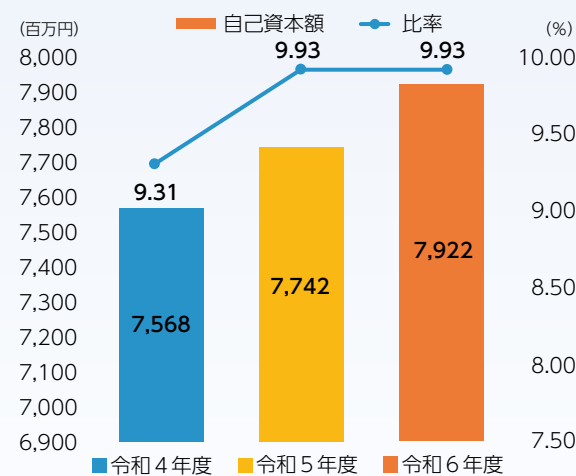


当期純利益322百万円

預金金利の引上げに伴い資金調達費用は増加しましたが、貸出金利息や資金運用収益の増加により当期純利益は対前年比85百万円増加いたしました。



自己資本比率



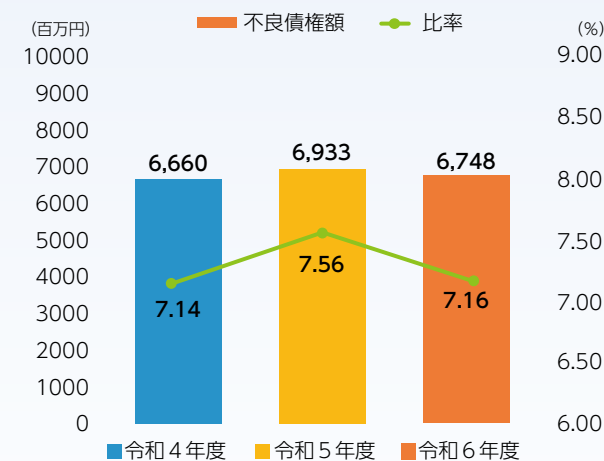
自己資本比率 9.93%

"こうしん"の自己資本比率は、国内基準の4%を上回る水準を維持し、高い健全性を確保しています。



3 令和6年度業績ハイライト

不良債権比率

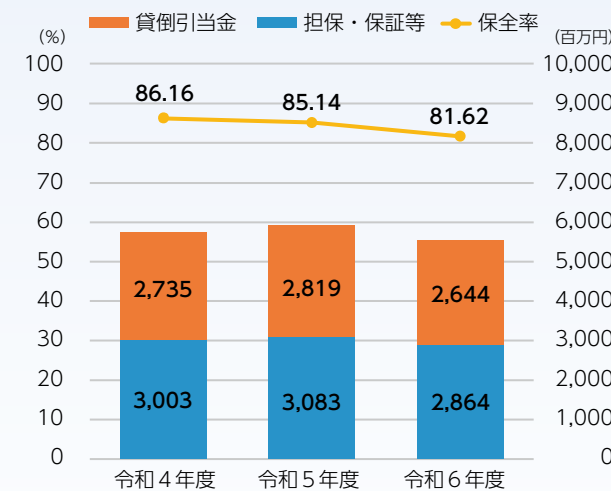


不良債権比率 7.16%

不良債権の健全化に努め、回収不能な債権の償却や売却などのオフバランス化に取り組んだ結果、不良債権比率が0.4ポイント改善されました。

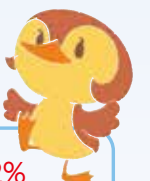


不良債権の保全

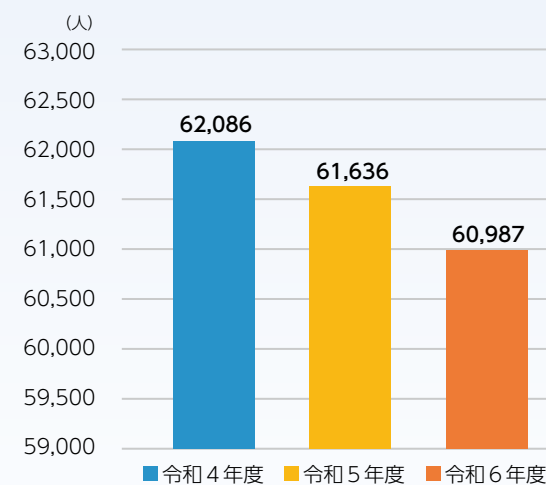


不良債権保全比率 81.62%

資産の健全性を図るため、貸倒引当金を26億44百万円計上しており、保全率は81.62%と高い水準を保っております。



組合員の推移



組合員は減少

店舗の再編や高齢化による取引の縮小により、組合員数は649名減少いたしました。



1 地域を応援する取組

第三次中期経営計画(2023年4月⇒2026年3月)

持続可能なビジネスモデルの構築 (地域、組合員との共存共栄)

3. 経営基盤、管理の強化

ガバナンスの機能強化、経営管理の高度化に努めるとともに、リスク管理の強化に取り組む。
また、業務の効率化等に組合全体で取組み、経営基盤の強化を目指す。

1. 人材育成・働きがいのある職場づくり

職員一人一人が業務を通じて、地域のお客様のために活動し、お客様の幸せを共感することにより働きがいを得られる人材育成・職場づくりを目指す。
また、様々な階層の職員が活躍できる職場、風通しのよい職場づくりに取組むとともに、職員の働く意欲向上、経営参画意識の醸成を図る。

2. 地域と組合員を支える営業活動

訪問活動の強化、取引先からの相談、課題解決、情報提案を通じ地域のお客様を支える営業活動を展開する。
エリア特性に応じた様々な取引先支援策を積極的に取組むとともにお客様のライフスタイルに即した商品のサービス提供等により、お客様に寄り添える金融機関を目指す。

4. SDGsへの取組み

社会はグローバルな問題と社会的責任、職員の安心感、社会貢献などの活動を行っている企業に対して評価しようとすることからSDGsへの取組みを継続して行う。

5. IT・DX推進

システムの導入により利便性、生産性、収益性の高い事務体制、店舗体制の構築を図る。

1. 基本姿勢

第三次経営計画は、「持続可能なビジネスモデルの構築」をビジョンに掲げ、コーポレートスローガン「共に創ろう夢ある未来(地域・組合員とともに未来を創造する)」のもと人材育成・職場環境づくりや環境の変化に対応できる信用組合になることで、お客様に寄り添う活動(本業支援)の実践を通じ、地域のお客様の発展と当組合の経営基盤の確保、地域との共存共栄を目指す。

2. 計画概要

ビジョン

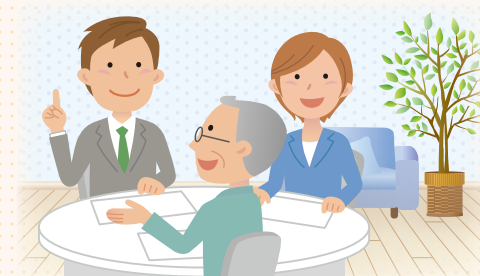
持続可能なビジネスモデルの構築 (地域、組合員との共存共栄)

当組合の存在意義は何か、組合員のために何ができるのかを考え、問題意識を持って行動する。その為に自発的なキャリア形成に心掛け、それをサポートする体制を構築する。また、来たるべきデジタル社会への対応を行い、地域とともに発展していく体制を目指す。

2 地域を応援する取組

こうしんの取組み

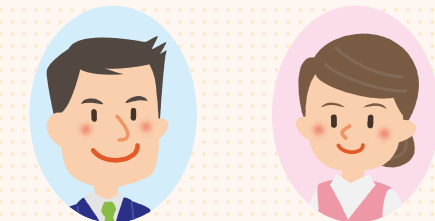
地域のご要望にしっかりお応えし、地域経済の発展に貢献できるよう全力をあげて取組んでまいります。いつでもお声掛けください。



地域のお客様に寄り添う営業店職員数

138人

皆様の課題は、私たちの課題と捉えます。じっくり時間を掛けて、お客様とともに考え、課題解決のお手伝いをしてまいります。



本部専門分野を含めた全役職員数

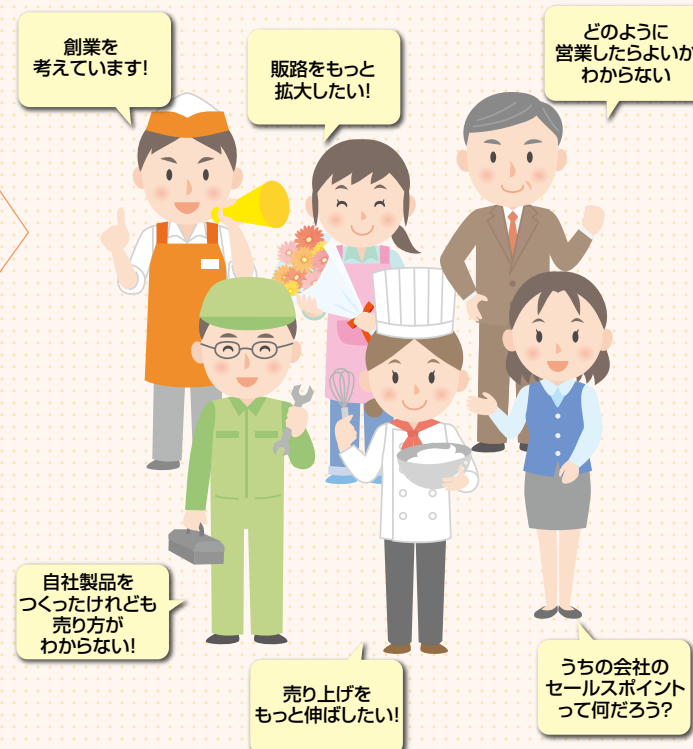
179人

■お客様にしっかり寄り添います。

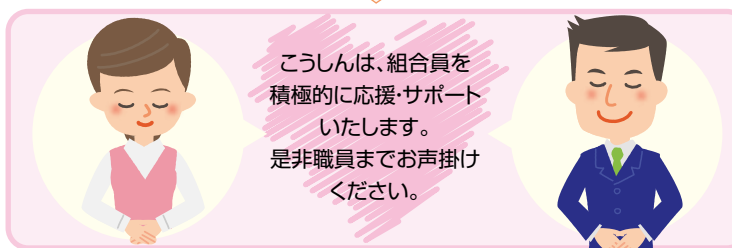
営業店担当者と本部専門担当者と、きめ細かな支援をいたします。

■事業経営や家計収支課題のご相談は、お任せください。

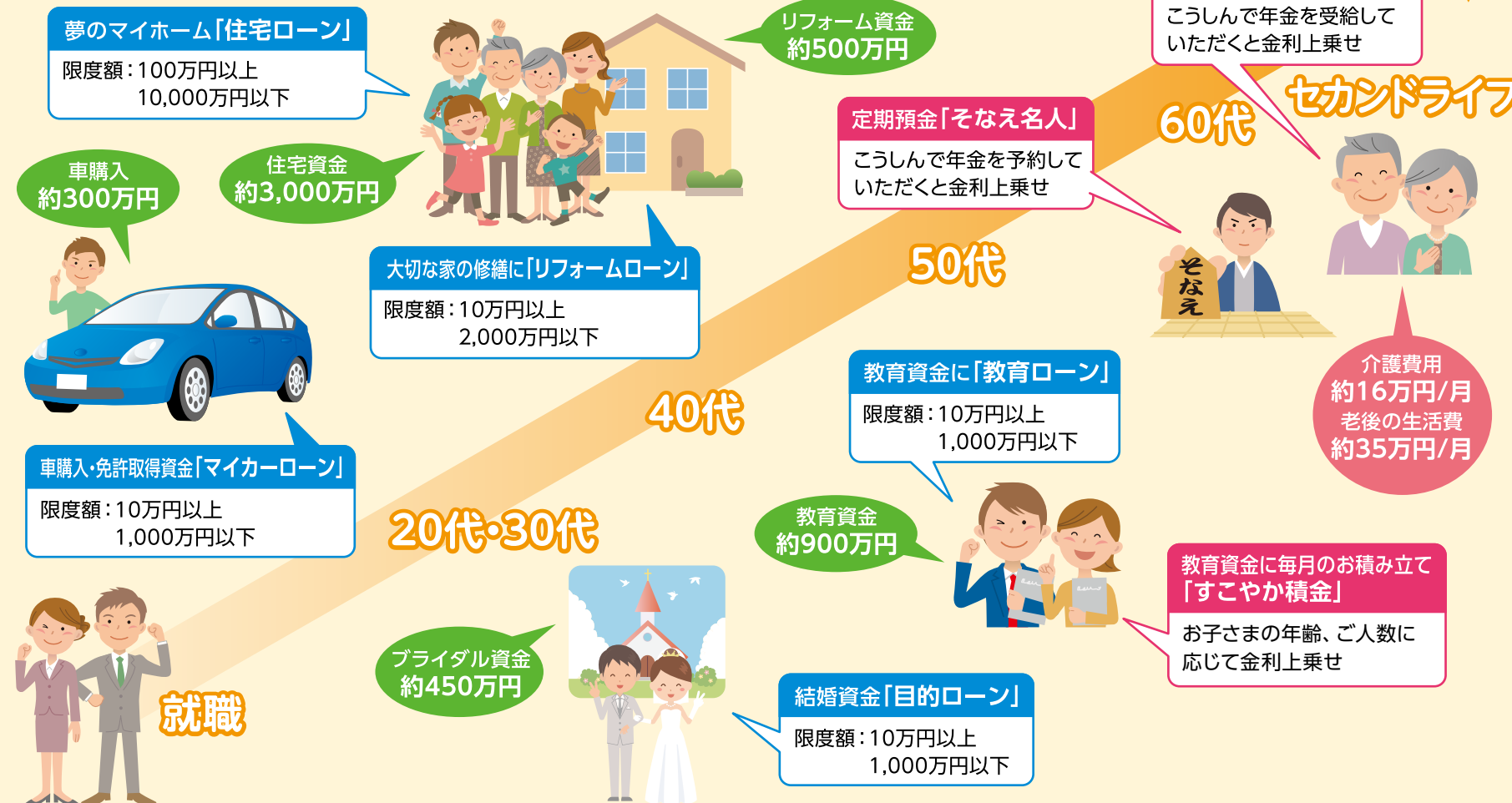
“こうしん”ではお客様毎にライフサイクルに応じたオーダーメイドのご提案から課題解決へのお手伝いをいたします。



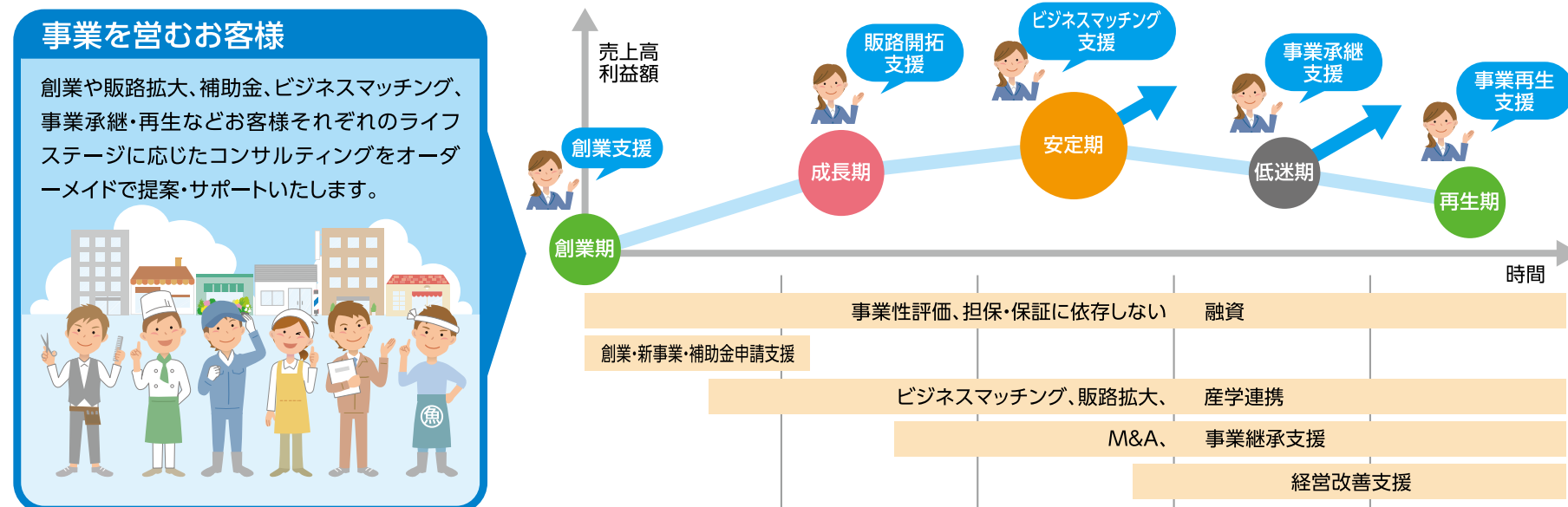
創業や販路拡大、集客、事業承継、経営相談、中小企業施策(補助金等)そして特許・大学技術の活用。また、個人の方へのお手伝いとして資産の有効活用や相続に関するご相談などのさまざまなコンサルティングサポートを承っております。



ライフプランをこうしんがサポート



中小企業のライフステージに応じた各種事業支援



職域提携企業向け 優遇サービスのご案内

職域提携制度とは、当組合と職域提携をしていただいた企業・事業所等へお勤めの皆様の生活を有利な金融サービスでサポートいたします。

こうしん
鹿児島興業信用組合

職域提携



- 優遇サービス商品の提供及び説明会の開催
- 金融リテラシー教育の開催

職域提携企業向けローン

1. 職域提携先従業員は特別金利でご融資いたします。
2. 「旅行へ行きたい」「家電を買い替えたい」など目的が決まったお金が必要なときにご利用いただけます。
3. 他金融機関からの借換にもご利用いただけます。

金融リテラシー教育の実施

金融リテラシーの向上を目指す本取組みは、当組合の経営理念「地域社会への貢献に努めます」及びSDGsの「4. 質の高い教育をみんなに」に直結する地域貢献活動として金融リテラシー教育を継続的に取組む。

1. ライフプランの相談・サポート
2. 出前教育の開催

1 SDGsの取組

"こうしん"は、協同組織の金融機関としての基本理念である「相互扶助」のもと、「地域社会への貢献」を経営理念として、お客様との信頼関係を大切にしております。

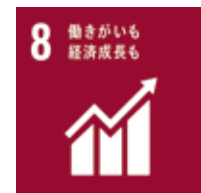
このことは、国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」と合致するものであり、これからも、この基本姿勢に基づき、金融サービスの提供にとどまらず、更なる取組みを強化し、地域社会の課題解決と成長を通じて、持続可能な社会の実現に努めてまいります。



職域提携先従業員向け金融リテラシーの勉強会



窓口職員の戦力化取組



TSUTAYAコラボ企画(販路拡大支援)



第5回こうしんバイヤーマッチング商談会開催



フードエキスポ九州2024(10月8日、9日開催)福岡国際センター



2 SDGsの取組



外国人介護スタッフ 歓迎セレモニー



地元の特産物を賞品とした抽選付定期預金



<応援実績>

- ・取引先事業者の販売支援 延べ82社
- ・高校生実習商品の販売支援 延べ10校

<売上貢献実績>

累計8,016千円



第30回こうしんカップ少年サッカー大会



しんくみの日清掃活動



鹿児島マラソンボランティアスタッフ



鹿児島市・おはら祭り



店周の清掃活動



ブラインドランナーの伴走活動(大口支店職員)



組合員の皆さまと共に

こうしん会海外研修旅行(カンボジア)



鹿児島こうしん会研修旅行(山形)



大隅こうしん会研修旅行(東京・日光・鎌倉)



大隅こうしん会新年会



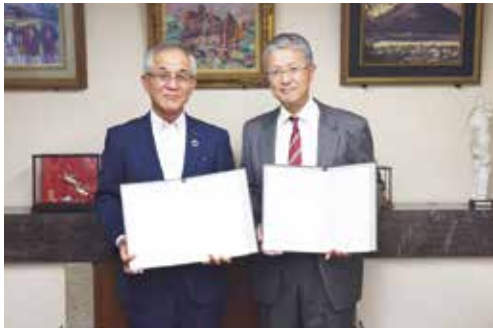
脇田・真砂支店こうゆう会



大口・出水支店こうゆう会



商工中金との提携



2024年12月、テレビCM開始



2025年4月、ビジネスカジュアル導入



健診定期預金好評取扱中



金融仲介機能のベンチマーク

金融機関はベンチマークへの積極的な取り組みを通じて、金融仲介機能の質を高め、お取引先の成長力強化や生産性向上などを実現することが求められています。

令和6年度(令和7年3月末基準)の「金融仲介機能のベンチマーク」の実績を公表するとともに、従来からの地域密着型金融の取り組みを更に強化してまいります。

取引先企業の経営改善や成長力の強化

(単位: 先、億円)	令和6年3月期	令和7年3月期
メイン先数	1,015	648
メイン先の融資額	368	293
経営指標等が改善した先数	446	423

定義	メイン先	融資残高において、当組合の割合が最も多い先
	経営指標等が改善した先	前年比で売上高もしくは営業利益が増加した先

当組合をメインとしてご利用いただいている取引先の6割以上で売上が増加しました。

取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況

	令和6年3月期	令和7年3月期
総 数	40	28
好調先	11	7
順調先	5	2
不調先	24	19

定義	総 数	当組合と経営改善に取り組んでいる先
	好調先	経常利益の実績が計画に対し120%以上の先
	順調先	経常利益の実績が計画に対し80%~120%の先
	不調先	経常利益の実績が計画に対し80%未満の先

今年度は経営改善計画を達成した先の入替を行ないました。
現在、経営改善計画を策定中の取引先も含め、今後ともお客様の経営改善に努めます。

こうしんが関与した創業件数

	令和6年3月期	令和7年3月期
こうしんが関与した創業件数	20	10

今年度も制度資金を主に活用した創業のお手伝いを行います。

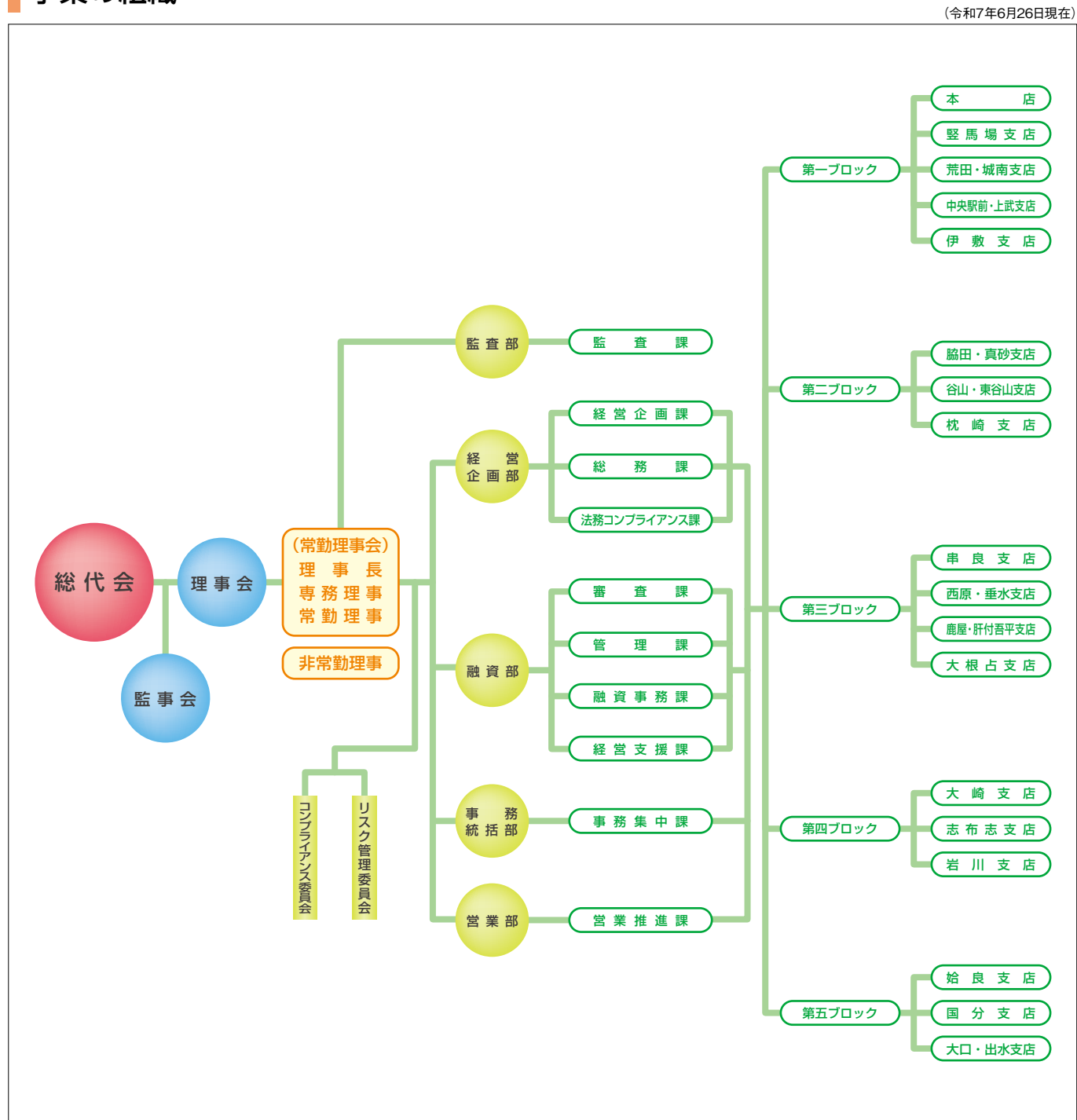
ライフステージ別の与信先数及び融資額

	令和6年3月期	令和7年3月期
全与信先	3,043	3,022
創業期	147	163
成長期	110	177
安定期	2,598	2,482
低迷期	104	107
再生期	84	93

定義	創業期	創業、第二創業から5年以内の先
	成長期	直近2期の売上高平均が過去5年間の売上高平均と比較して120%以上の先
	安定期	直近2期の売上高平均が過去5年間の売上高平均と比較して80%~120%の先
	低迷期	直近2期の売上高平均が過去5年間の売上高平均と比較して80%未満の先
	再生期	貸付条件の変更または延滞がある先

昨年度より成長期の取引先の比率が増加しました。

事業の組織



役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)

(令和7年6月27日現在)

理事長	満田 學	非常勤理事	山ノ内文治
専務理事	鞘脇 賢一	非常勤理事	菊永 富広
常勤理事	今田 俊和	常勤監事	櫛下 明彦
常勤理事	蒲地 信浩	員外監事	布袋 嘉之
常勤理事	堤 行法		

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事2名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合の多面的な繁栄に努めています。

会計監査人の氏名または名称

監査法人北三会計社 (令和7年3月末現在)

組合員の推移

(単位：人)

区 分		令和5年度	令和6年度
個 人		56,977	56,311
法 人		4,659	4,676
合 計		61,636	60,987

令和6年度 事業の概況

■事業方針

当組合は、昭和28年の創立以来、「相互扶助」、「社会奉仕」を経営理念に組合員の経済的地位の向上と地域経済の繁栄・発展に貢献することを目指し、協同組織金融機関として、その社会的使命を十分認識し、地域の皆さまから信頼される存在になるために努力してまいりました。

これからも「共に創ろう夢ある未来」のスローガンのもと、地域経済を支える中小企業の皆さまをはじめとしたお客さまの資金ニーズに積極的に対応、「気軽に相談・利用できるコミュニティバンク」として、皆さまの期待に応えることができるよう、役職員一丸となって取組んでまいります。

■金融経済環境

国内経済は、年初、データ改ざんによる大手自動車メーカーの出荷停止など、一時停滞感を強めたものの個人消費の復調や好調なインバウンド需要により回復基調を維持し、3月にマイナス金利政策を終了、日経平均株価は史上最高値を更新、公示地価上昇率や春闘賃上げ率はバブル期以来の伸びを記録するなど、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られました。

県内経済においても、大型客船の寄港が増えるなど、主要産業である観光業や飲食業を中心に社会経済活動の動きも本格化し、活気を取り戻しつつあります。

■業 績

このような経済情勢のなか、2024年度は事業方針に基づき、取引先への安定した資金供給、お客さまの利便性向上、及び経営基盤強化に取組みました。

その結果、預金につきましては、コロナ資金への返済、運転資金への充当や相続による払出により、前期比3,274百万円減少の135,706百万円(前期比▲2.35%)となりました。貸出金につきましては、新型コロナ関連資金の返済が本格的に始まっていますが、住宅ローン、運転資金、設備資金等、顧客への積極的な対応により、前期比2,575百万円増加の94,099百万円(前期比＋2.81%)となりました。

経常収益については、貸出金利息等、資金運用収益の増加により、前期比92百万円増加の2,486百万円となりました。

経常費用については、金利引上げによる預金積金利息が前期比61百万円増加しましたが、人件費の減少に加え、与信費用が前期比155百万円と大幅に減少したことにより、前期比112百万円減少の2,123百万円となりました。この結果、当期純利益は322百万円となりました。

なお、健全性の指標である自己資本比率は、国内で業務を行う金融機関の基準である4%を大幅に上回る9.93%を確保しております。

■事業の展望及び対処すべき課題

2025年度の国内経済は、高い賃上げ率、雇用の拡大による個人消費の増加、海外景気の復調を受けた輸出の増加、設備投資の拡大や大阪万博開催によるインバウンド需要の増加が消費回復の下支えとなり、景気の本格的な回復が期待されます。

しかしながら中小企業は、アメリカの経済政策に対する不確実性に加え、歴史的な物価高、少子高齢化に伴う人材不足、事業承継問題、働き方改革への対応や価格転嫁、賃上げ等、依然として多くの課題を抱えています。

今年度は、当組合にとって中期経営計画の最終期となる重要な年度であります。経営ビジョンである「持続可能なビジネスモデルの構築(地域、組合員との共存共栄)」の実現に務め、健全経営で地域に根差した金融機関として、地域社会への貢献や取引先への本業支援、伴走支援に引続き取組んでまいります。

これからも、「身近で一番頼りになる金融機関」として付加価値の高い金融サービスを提供し、地域と共に発展し続ける“こうしん”を目指してまいりますので、何卒、一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

総代会について

■総代会の仕組みと機能

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に組合員一人ひとりの意思を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。その意見は出資口数に関係なく、組合員一人一票の議決権を持ち、総会を通じて組合の経営に反映することとなります。当組合の組合員数は6万名以上に及ぶため、総会の開催は事実上不可能なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて法令に基づく「総代会」制度を採用しております。総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選任等重要事項を決議する組合の最高意思決定機関です。

したがって、総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意見が組合の経営に反映されるよう、組合員の中から選出された総代で構成・運営されます。

総代会の開催につきましては、毎年事業年度終了後3ヶ月以内(毎年6月)に通常総代会を、また必要に応じて臨時総代会を開催します。

総代の役割

信用組合には、組合員の総数が中小企業等協同組合法第55条に基づく定数(200人)を超える組合について、定款の定め(第28条)により総会に代えるべき「総代会」を設けることが定められており、当組合をはじめ多くの信用組合が、この総代会を採用しております。

総代の選出方法

当組合の総代は、中小企業等協同組合法、定款第28条および総代選挙規約に基づき、任期3年、定数100名～150名と定められております。

1 総代の資格

- ①当組合の組合員であることが前提であり、組合員の中から組合員によって選挙されます。
- ②組合員たる資格を喪失した場合は、当然に総代の資格を失います。

2 総代の地区

当組合の選挙区に応じ4地区の選挙区に分ち、選挙区ごとの選挙すべき総代数が総代選挙規程に定められています。

3 総代の選任方法

- ①総代は、信用組合の最高意思の決定に参加する重要な役割を担っています。
- ②総代は、定款並びに規程の定めに従い「組合員のうちから公平に選挙」されます。
- ③総代になろうとする場合は、理事長の定める選挙期日の7日前までに立候補もしくは推薦する旨を理事長に届け出ます。
- ④届出のあった総代候補者がその選挙区における総代の定数を超えないときは、その総代候補者をもって当選となります。
- ⑤総代候補者の届出数がその選挙区において選挙すべき総代数に不足する時は、届出た候補者をもってその選挙区の当選者と定め、不足数は遅滞なく補充選挙を行います。

総代のご紹介

(令和7年6月26日現在)

鹿児島市北地域（定数32～43名）										(34名)
下田 勝 幸6	山口 治 喜6	(株)末 よ し6	神 野 智 弘6	寺 山 幸 信6	待 鳥 強 臣6	小 倉 健 6	(有)島 田 屋6	福 田 正 行6		
(株)新 福6	宮 山 誠6	天 野 玄 一6	野 口 廣 一6	林 眞一郎6	(株)益山印刷6	津 曲 嘉 久6	山 下 次 雄6	佐 藤 悦 郎6		
川 路 益 満6	小屋敷ヤス子6	山 口 太 弘6	米 澤 崇 6	中 間 幸 一4	増 留 光 4	平岡太一郎3	西 元 春 義3	鳥 川 義 生3		
永 田 雄 一3	米盛庄一郎3	立 根 博 文3	福 山 泰 広2	鶴 田 善 行1	平 浩 一1	横 手 和 孝1				

鹿児島市南・南薩地域（定数26～43名）										(29名)
(株)ヨ シ キ6	五 反 保 6	(有)川原精肉店6	宇都宮弘一6	神 野 洋 介6	草 留 耕 一6	永 井 守 6	宇 都 影 義6	外 園 巖 6		
前 田 健 一6	小 倉 勝 敏6	村 崎 純 利6	泉 幸 一6	板 敷 重 信6	関 一 也5	下 池 浩 二3	永 井 稔 3	奥 光 洋 3		
山ノ内文治3	葛 迫 光 弘2	有 馬 俊 昭2	小 倉 俊 2	西 田 貢 2	揚 野 俊 清2	泉 英 樹 1	米 盛 実 郎1	山 口 義 信 1		
竹之下真哉1	福 元 悦 人 1									

大隅地域（定数33～43名）										(37名)
中 村 利 秋6	野 澤 正 博6	丸 山 信 市6	池 崎 美 次6	福 留 逸 雄6	中 迫 勇 6	山 元 一 正6	東 門 純 郎6	石 倉 勝 美6		
佐 伯 和 久6	黒 松 正 之6	平 川 真 英6	濱 元 公 夫6	秋元ガス(株)6	森 義 久 6	郷 原 建 樹6	中垣内英樹6	水 口 孝 俊6		
大 山 卓 郎6	嶋 児 隆 一6	貫 見 育 郎6	北 山 義 弘6	迫 田 和 孝5	西 蘭 孝 弘4	川 原 俊 一4	池 田 浩 蔵3	吉 留 考 一2		
小 川 登 2	繁 昌 辰 雄2	岡 本 孝 志2	大 石 博 資2	迫 敏 美2	大隅地区農林漁業協同組合 1	梶 井 敬 志1	小 窪 和 好1	宮 園 春 人 1		
水 流 秀 作1										

始良・北薩地域（定数9～21名）										(10名)
伊 東 安 男6	丸 岡 義 郎6	池 田 清 6	榛 山 一 男6	枝 元 安 則6	桃 木 野 透 6	鶴 長 親 雄6	内 田 光 利2	古 賀 豊 1		
下 市 隆 治1										

(注 1) 氏名の後に就任回数を記載しております。(敬称略、順不同)
(注 2) 就任回数が10回を超えている場合は◆で示しております

第72期通常総代会の報告

令和7年6月26日、鹿児島サンロイヤルホテル（開聞の間）にて第72回通常総代会が開催されました。当組合総代（110）名中出席総代（59）名（委任状出席（51）名）が出席され、議案を審議するに必要な定数を満たし、総代会は有効に成立しました。また、総代会に次の議案が附議され、賛成多数で可決されましたことをご報告いたします。



鹿児島興業信用組合 第72期通常総代会の報告

- 報告事項 第72期事業報告並びに貸借対照表および損益計算書報告の件
- 議決事項 第一号議案 第72期剰余金処分案 承認の件
第二号議案 第73期事業計画および収支予算案 承認の件
第三号議案 組合員の除名処分に関する件
第四号議案 理事および監事選出の件
第五号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

地域貢献に関する事項

中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組み状況

取組み方針

中小企業金融円滑化法は、平成25年3月31日に期限を迎えましたが、同法の期限到来後も当組合のお客様への取組み方針が変わることはありません。

金融円滑化のための取組方針を全役職員に周知徹底し、組織をあげて地元事業者の経営相談および経営改善に関するきめ細やかな支援にこれからも取組んでまいります。

また、コンサルティング機能の更なる発揮、外部支援機関や外部専門家との連携強化により、取引先の経営改善を図るとともに、最適なソリューションの実行と、資金繰り支援を継続し、新たな資金のニーズに対して積極的に取組んでまいります。

態勢整備の状況

- 経営支援の体制 平成24年9月に経営支援課を新設し、外部専門家・外部機関と積極的に連携を図り、本部と営業店が一体となって支援する体制としております。
- コンサルティング機能の強化 外部専門家(TKC九州会)とコンサルティング業務契約を締結し、専門家の知見を活かした経営相談と経営指導等を実施しております。
- 経営アドバイザー事業に係るパートナー協定の締結 国土交通省(財)建設業振興基金の「建設企業のための経営アドバイザー事業」に係るパートナー協定を締結し、建設関連企業に対するサポートを行っております。
- 創業・新事業支援 創業や新事業、新分野に進出する第二創業等を検討されている企業(事業者)の皆さまに、各種機関などとのネットワークを活用しながら、それぞれのスタイルに合った支援を行っています。
- 経営革新等支援機関の認定 九州財務局・九州経済産業局より経営革新等支援機関の認定を受け、地域の皆様から幅広く経営相談を受け入れる体制としております。
- かごしま中小企業再生支援ネットワークへの参加 かごしま中小企業再生支援ネットワークに会員として参加し、会員相互の協調体制を構築することで、再生支援にかかる迅速かつ的確な対応、実務担当者のスキルアップを図っています。

取組み状況

- (1)創業支援への取組み 日本政策金融公庫との業務連携覚書に基づき、平成30年11月に創業支援商品である「こうしん・スタートアップ資金」の取扱いを開始いたしました。このほか、中小企業基盤整備機構、鹿児島県若くは支援拠点等の外部機関と連携して、創業・新事業支援資金や補助・助成金活用等のサポートに取組んでおります。
- (2)経営支援・事業再生・事業転換 経営改善支援先に対して、外部専門家を交えた経営相談、経営指導を行い、経営改善、事業再生支援に取組んでおります。また、顧問弁護士や取引先税理士等と連携し、取引先の支援を行っております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

“こうしん”では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性について、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明しています。

【「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組（令和6年度）】

- 1. 取組み内容 「経営者保証に関するガイドライン」を活用して説明を行い、以下の要件について充足状況を検証し、経営者保証の解除を行った。
 - ・法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
 - ・法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲であること
 - ・法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であること
 - ・法人から適時・適切に財務情報が提供されていること など

【「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況】

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	371 件	524 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	25.53%	34.13%
保証契約を解除した件数	26 件	29 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0 件	0 件

また、全職員が統一した認識を共有し理解度を深めるために内部研修の開催および外部研修への参加を実施するとともに、反社会的勢力等への対応に関する防止策等についても周知徹底しております。

金融業務は、ここ数年来多様化の一途をたどっております。それに伴い、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクといった諸々のリスクを総合的に管理する態勢の整備・強化は、健全経営を実践する上で、基本的な課題と捉えております。このように各種リスクへの確に対応するとともに収益の安定化と資本の充実に努めてまいります。

The diagram illustrates the Compliance Management System at Japan Post, structured as follows:

- Top Level (Board of Directors):**
 - 理事会 (Board of Directors)**: Includes the **コンプライアンス最高責任機関 (Compliance Highest Responsibility Institution)**.
 - 常勤理事会 (Standing Board of Directors)**: Includes the **コンプライアンス担当理事 (Director in Charge of Compliance)** and the **コンプライアンス統括部長 (Chief Executive Officer of Compliance)**.
 - コンプライアンス委員会 (Compliance Committee)**: Formulated by the **コンプライアンス基本方針・態勢の構築 (Formulation of Basic Policy and Posture of Compliance)**.
- Supporting Bodies:**
 - 監事・監事会 (Auditor/Auditors)**: Conducts **コンプライアンス状況の適正監査 (Proper Audit of Compliance Status)**.
 - 懲戒委員会 (Disciplinary Committee)**: Ensures fair handling of disciplinary actions.
 - 訪問連携 (Visit Cooperation)**: Connects with external entities like **弁護士 警察 (Lawyer Police)** regarding criminal events.
 - 相談連携 (Consultation Cooperation)**: Connects with external entities for consultation.
- Internal Flow and Reporting:**
 - 報告 (Reporting) / 指示 (Instruction)**: Flows between the Board of Directors and the **コンプライアンス統括部署 (経営企画部) (Compliance Department (Business Planning Dept))**, which manages compliance-related matters.
 - 連絡・報告・相談 (Communication, Reporting, Consultation)**: Connects the Compliance Department with the **コンプライアンス責任者会議 (Compliance Responsible Officers Meeting)**.
 - 本部間の連携・調整 (Inter-departmental Cooperation and Adjustment)**: Connects the Compliance Department with other departments.
 - 倫理ホットライン (統括部長) (Ethics Hotline (Chief Executive Officer))**: Reports illegal acts or suspicious behavior.
 - 本部各部・コンプライアンス対応 (Each Department/Response to Compliance)**: Each department handles compliance issues.
 - 全職員 (All Employees)**: All employees are involved in the system.
- Monitoring and Investigation:**
 - 監査部 (Audit Dept)**: Investigates acts contrary to compliance, confirms facts, checks processing status, and investigates irregular incidents.
 - 監査 (Audit)**: Conducted by the Audit Dept.
 - 連絡協議 (Communication Agreement)**: Connects the Audit Dept with the Compliance Department.
- Responsibility and Implementation:**
 - コンプライアンス責任者: 本部各部・営業店 (Compliance Responsible Officers: Each Department/Branch Office)**:
 - Management and guidance of compliance status.
 - Point-by-point inspection implementation (1st check mechanism).
 - Education of staff on compliance and thoroughness.
 - Consultation with the Compliance Department and related consultation windows.
 - Fostering of a compliance spirit.

[illegible]

経理・経営内容

貸借対照表

(単位：千円)

(資産の部)	令和5年度	令和6年度
現金	2,856,348	3,124,896
預け金	38,701,463	31,407,790
有価証券	13,434,902	14,747,048
国債	1,910,535	2,948,888
地方債	4,424,492	4,183,156
社債	5,891,925	6,465,573
株式	525,250	525,250
その他の証券	682,700	624,181
貸出金	91,524,095	94,099,933
割引手形	134,588	31,796
手形貸付	5,192,056	6,029,276
証書貸付	83,685,532	85,299,797
当座貸越	2,511,918	2,739,062
その他資産	1,367,450	1,336,904
未決済為替貸	66,556	51,322
全信組連出資金	808,100	808,100
前払費用	8,614	3,149
未収収益	134,503	172,185
その他の資産	349,676	302,147
有建固定資産	2,947,588	2,846,991
建物	598,009	556,694
土地	1,783,513	1,756,080
リース資産	83,502	57,316
建設仮勘定	0	0
その他の有形固定資産	482,562	476,899
無形固定資産	7,364	28,993
ソフトウェア	48	—
その他の無形固定資産	7,316	28,993
繰延税金資産	—	—
債務保証見返	44,461	51,186
貸倒引当金	△ 3,035,336	△ 3,051,337
(うち個別貸倒引当金)	△ 2,818,812	△ 2,849,390
資産の部合計	147,848,338	144,592,406

(単位：千円)

(負債の部)	令和5年度	令和6年度
預金積金	138,980,552	135,706,090
当座預金	1,029,993	787,503
普通預金	59,556,195	57,169,176
貯蓄預金	455,390	373,160
通知預金	—	—
定期預金	72,807,390	72,273,520
定期積金	5,048,863	4,480,827
その他の預金	82,719	621,902
借入金	—	—
その他負債	442,325	431,203
未決済為替借	109,752	80,757
未払費用	87,810	115,390
給付補填備金	2,233	1,806
未払法人税等	7,530	7,530
前受収益	36,818	41,575
払戻未済金	69,979	81,648
リース債務	90,761	62,063
その他の負債	37,439	40,430
賞与引当金	66,928	71,367
退職給付引当金	126,864	131,717
役員退職慰労引当金	58,030	65,268
その他の引当金	102,001	87,608
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	188,084	187,539
債務保証	44,461	51,186
負債の部合計	140,009,248	136,731,981
(純資産の部)	令和5年度	令和6年度
出資	5,506,971	5,453,620
普通出資金	2,236,971	2,183,620
優先出資金	3,270,000	3,270,000
資本剰余金	211,155	211,155
その他資本剰余金	211,155	211,155
利益剰余金	1,869,317	2,128,617
利益準備金	157,000	181,000
その他利益剰余金	1,712,317	1,947,617
特別積立金	—	—
当期未処分剰余金	1,712,317	1,947,617
組合員勘定計	7,587,444	7,793,392
その他有価証券評価差額金	△ 179,179	△ 371,037
土地再評価差額金	430,824	438,068
評価・換算差額等合計	251,644	67,031
純資産の部合計	7,839,089	7,860,424
負債及び純資産の部合計	147,848,338	144,592,406

■ 貸借対照表 注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。
なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額(再評価差額金×税効果会計の法定実効税率)を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
 - 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 1,006百万円
 - 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 1,632百万円
 - 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の課税対象価格(路線価)を基準として合理的な調整を行って算出しております。
 - 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 ▲573百万円
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建物 47年～50年
 - その他 4年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び本部融資部が第一次の査定を実施し、当該部署から独立した自己査定委員会が第二次査定を行い、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、1,087百万円(累計額)であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	249,416百万円
年金財政計算上の数理債務の額	211,033百万円
差引額	38,382百万円
- 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合 1.045%(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)
- 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円(及び財政上の剰余金48,278百万円)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金12百万円を費用処理しております。
なお、(特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため。)上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額をその他の引当金に計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込み額をその他の引当金に計上することとしております。
- 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 3,051百万円
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 10,043百万円
上記のほか、公金取扱い、為替取引のために預け金5百万円を担保として提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額は198円49銭です。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っており、これらの業務に影響を及ぼす各種リスクについて一元的な管理をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当組合は、融資事務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク管理委員会がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
当組合は、リスク管理委員会によって金利の変動リスクを管理しております。
統合的リスク管理に関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定された統合的リスク管理に関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、モニタリングを行っております。
 - 為替リスクの管理
当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、有価証券等投資管理規程に基づき有価証券運用審議会を設置し、理事会の監督の下、余裕資金運用規程等に従い行われております。
このうち、有価証券運用審議会では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
有価証券運用審議会では保有している株式の多くは、ポートフォリオ分散目的で保有しているものであり、市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
これらの情報は、理事会において定期的に報告されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報
当組合では、「有価証券」、「預貸金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当組合のVaRはヒストリカル・シミュレーション法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間240営業日)により算出しており、令和7年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当組合の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で2,211百万円です。なお、当組合では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを実施しております。令和6年度に実施したバックテストングの結果、実際の損失がVaRの値を超えたことはなく、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを補足していると考えております。
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、リスク管理委員会を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
- 金融商品の時価等に関する事項
令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。
また、重要性の乏しい科目(その他の資産、その他の負債)については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	31,407	29,831	△1,576
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	10,270	9,850	△419
その他有価証券	3,951	3,951	—
(3)貸出金(*1)	94,099		
貸倒引当金(*2)	△3,048		
	91,050	93,247	2,196
金融資産計	136,663	136,881	200
(1)預金積金(*1)	135,706	134,693	△1,012
(2)借入金(*1)	—	—	—
金融負債計	135,706	134,693	△1,012

- (*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

- 【金融資産】
- 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
 - 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については20.に記載しております。
 - 貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(SWAP)で割り引いた価額を時価とみなしております。
- 【金融負債】
(1)預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(SWAP)で割り引いた価額を時価とみなしております。
(2)借入金
借入金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(SWAP)で割り引いた価額を時価とみなしております。
- (注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	525
組合出資金（＊2）	808
合 計	1,333

（＊1）非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和元年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

（＊2）組合出資金（全信組連出資金等）については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位：百万円)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 け 金	8,707	14,500	1,100	7,100
有 価 証 券	1,190	3,800	4,769	4,420
満期保有目的の債券	1,190	2,900	3,369	2,820
その他有価証券のうち満期があるもの	－	900	1,400	1,600
貸 出 金（＊）	9,916	12,716	21,597	40,983
合 計	19,814	31,016	27,466	52,503

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)	

20. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
(2)満期保有目的の債券
【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 地 方 債		404 百万円	411 百万円	6 百万円
短 期 社 債		301	302	0
社 債		—	—	—
そ の 他		—	—	—
小 計		706	713	7
【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】				
国 地 方 債		284 百万円	260 百万円	△23 百万円
短 期 社 債		3,881	3,638	△243
社 債		—	—	—
そ の 他		5,098	4,941	△156
小 計		9,564	9,137	△426
合 計		10,270	9,850	△419

- (3)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価のあるものはありません。
(4)その他有価証券
【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

		貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 内 債 券		— 百万円	— 百万円	— 百万円
国 債		—	—	—
地 方 債		—	—	—
社 債		—	—	—
外 国 債		104	100	3
そ の 他		—	—	—
小 計		104	100	3
【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】				
株 内 債 券		525 百万円	525 百万円	— 百万円
国 債		3,627	3,989	△362
地 方 債		2,259	2,590	△330
社 債		—	—	—
外 国 債		1,367	1,399	△32
そ の 他		97	100	△2
小 計		122	132	△9
合 計		4,372	4,747	△374
合 計		4,476	4,847	△371

		貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 内 債 券		525 百万円	525 百万円	— 百万円
国 債		3,627	3,989	△362
地 方 債		2,259	2,590	△330
社 債		—	—	—
外 国 債		1,367	1,399	△32
そ の 他		97	100	△2
小 計		122	132	△9
合 計		4,372	4,747	△374
合 計		4,476	4,847	△371

21. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
22. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。
- | 売却価額 | 売却益 | 売却損 |
|--------|-------|-------|
| 601 万円 | 8 百万円 | — 百万円 |

23. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。

		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 国 債		1,090	3,500	4,669	4,420
地 方 債		—	100	1,500	1,700
社 債		890	300	1,669	1,320
そ の 他		200	3,100	1,500	1,400
外 国 債		100	300	100	—
投 資 信 託		100	300	100	—
合 計		—	—	—	—
合 計		1,190	3,800	4,769	4,420

24. 賃貸等不動産の状況に関する事項
当組合では、主要な賃貸等不動産を鹿児島市及び鹿屋市に保有しております。
25. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時 価
926 百万円	813 百万円
(注)当事業年度末の時価は不動産鑑定評価額、路線価、固定資産税評価額により算定しております。	
26. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は2,633百万円、危険債権額は3,595百万円であります。	
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。	
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。	
27. 債権のうち、三月以上延滞債権額は零円であります。	
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。	
28. 債権のうち、貸出条件緩和債権額は518百万円であります。	
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。	
29. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は6,748百万円であります。	
なお、26. から29. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	
30. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は31百万円であります。	
31. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は7,164百万円であります。	
なお、この契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	
32. 有形固定資産の減価償却累計額	2,612 百万円
33. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額	22 百万円
34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。	

繰延税金資産	
貸倒引当金及び貸倒償却	1,659 百万円
賞与引当金	19
退職給付引当金	36
役員退職慰労引当金	18
その他の引当金	24
未収利息	7
税務上の繰越欠損金(注1)	851
減価償却超過額	38
減損資産償却否認額	336
その他有価証券評価差額金	102
その他	25
繰延税金資産小計	3,120
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△851
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,269
評価性引当額小計	△3,120
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金負債の純額	— 百万円

(注1)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	851	851 百万円
評価性引当額	—	—	—	—	△851	△851 百万円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	— 百万円

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。



損益計算書

(単位：千円)			
科 目	令和5年度	令和6年度	
経 常 収 益	2,393,850	2,486,328	
資 金 運 用 収 益	2,120,172	2,206,164	
貸 出 金 利 息	1,896,273	1,914,379	
預 け 金 利 息	80,533	133,142	
有価証券利息配当金	104,388	127,822	
その他の受入利息	38,977	30,819	
役 務 取 引 等 収 益	156,690	167,041	
受 入 為 替 手 数 料	40,943	39,300	
その他の役務収益	115,747	127,740	
その他の業務収益	16,759	31,127	
国債等債券売却益	－	8,077	
国債等債券償還益	－	－	
その他の業務収益	16,759	23,050	
その他の経常収益	100,227	81,996	
貸倒引当金戻入益	－	－	
償却債権取立益	58,691	58,840	
株式等売却益	－	－	
その他の経常収益	41,536	23,155	
経 常 費 用	2,235,698	2,123,386	
資 金 調 達 費 用	25,528	87,791	
預 金 利 息	24,819	86,391	
給付補填備金繰入額	1,259	1,341	
借 用 金 利 息	△ 550	59	
その他の支払利息	－	－	
役 務 取 引 等 費 用	226,062	245,436	
支 払 為 替 手 数 料	25,593	26,170	
その他の役務費用	200,469	219,265	
その他の業務費用	55,316	45,556	
国債等債券売却損	－	－	
国債等債券償還損	－	－	
国債等債券償却	－	－	
その他の業務費用	55,316	45,556	
経 常 利 益	1,662,377	1,648,921	
人 件 費	1,040,526	1,030,007	
物 件 費	591,982	594,133	
税	29,868	24,780	
その他の経常費用	266,413	95,679	
貸倒引当金繰入額	198,699	53,651	
貸 出 金 償 却	10,562	549	
株式等売却損	－	－	
株式等償却	－	－	
その他の資産償却	－	－	
その他の経常費用	57,150	41,478	
経 常 利 益	158,151	362,942	
特 別 利 益	56,917	－	
固 定 資 産 処 分 益	56,917	－	
その他の特別利益	－	－	
特 別 損 失	4,917	33,142	
固 定 資 産 処 分 損	4,917	－	
減 損 損 失	－	33,142	
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	210,151	329,800	
法人税・住民税及び事業税	7,530	7,530	
法人税等調整額	△ 34,821	△ 545	
法人税等合計	△ 27,291	6,984	
当期純利益(又は当期純損失)	237,442	322,815	
前 期 繰 越 金	1,383,578	1,632,046	
修正再表示による累積的影響額	－	－	
修正再表示処理後繰越金(当期首残高)	－	－	
土地再評価差額金取崩額	91,296	△ 7,244	
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	1,712,317	1,947,617	

■ 損益計算書 注記

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 減損損失の計上
- (1) グルーピングの方法
- 営業中の店舗については、管理会計上の最小区分である営業店舗単位をグルーピングの最小単位としております。
- 遊休資産については、存在する場所毎に把握される一体の資産をグルーピングの最小単位としております。
- 本部、福利厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生成しないことから共用資産としております。
- (2) 減損の認識に至った経緯
- 営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落、用途変更等により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額33,142千円を減損損失として特別損失に計上しております。
- (3) 減損損失の計上
- 以下の資産グループについて減損損失を計上しております。
- | 地 域 | 主な用途 | 種 類 | 減損損失(千円) |
|-------|------|------------|----------|
| 鹿 屋 市 | 遊休資産 | 土 地 | 20,847 |
| 鹿 屋 市 | 遊休資産 | 建 物 | 12,094 |
| 鹿 屋 市 | 遊休資産 | その他の有形固定資産 | 161 |
| 鹿 屋 市 | 遊休資産 | その他の有形固定資産 | 39 |
| 合 計 | | | 33,142 |
- (4) 回収可能価額の算定
- 回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等に基づき時価を算定しております。
3. 出資1口当たりの当期純利益 12円34銭
4. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。その他の役務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は、127,332千円であります。
5. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)			
科 目	令和5年度	令和6年度	
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,712,317	1,947,617	
剰 余 金 処 分 額	80,271	84,561	
利 益 準 備 金	24,000	33,000	
優 先 出 資 配 当 金	44,920	44,920	
普通出資に対する配当金	11,351	6,641	
次 期 繰 越 金	1,632,046	1,863,055	

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第72期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月3日
鹿児島興業信用組合

理事長

満田 學

■ 役務取引の状況

(単位:千円)			
科 目	令和5年度	令和6年度	
役 務 取 引 等 収 益	156,690	167,041	
	受 入 為 替 手 数 料	40,943	
	その他の受入手数料	115,588	
	その他の役務取引等収益	158	
役 務 取 引 等 費 用	226,062	245,436	
	支 払 為 替 手 数 料	25,593	
	その他の支払手数料	156,987	
	その他の役務取引等費用	43,482	

■ 業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)			
科 目	令和5年度	令和6年度	
資 金 運 用 収 益	2,120,172	2,206,164	
	資 金 調 達 費 用	25,528	
資 金 運 用 収 支		2,094,644	2,118,372
役 務 取 引 等 収 益	156,690	167,041	
	役 務 取 引 等 費 用	226,062	
役 務 取 引 等 収 支		△ 69,372	△ 78,394
そ の 他 業 務 収 益	16,759	31,127	
	そ の 他 業 務 費 用	55,316	
そ の 他 業 務 収 支		△ 38,557	△ 14,429
業 務 粗 利 益		1,986,714	2,025,547
業 務 粗 利 益 率		1.35%	1.40%
業 務 純 益		339,315	391,203
実 質 業 務 純 益		324,336	376,626
コ ア 業 務 純 益		324,336	368,549
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く)		324,336	368,549

1. 業務粗利益率＝(業務粗利益／資金運用勘定平均残高)×100
2. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

■ 総資金利鞘

(単位:%)			
科 目	令和5年度	令和6年度	
資 金 運 用 利 回 (a)	1.44	1.52	
資 金 調 達 原 価 率 (b)	1.18	1.24	
総 資 金 利 鞘 (a-b)	0.26	0.28	

- (注) 資金運用利回り $= \frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
- 資金調達原価率 $= \frac{\text{資金調達費用－金銭の信託運用見合費用＋経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

■ 総資産経常利益率、総資産当期純利益率

(単位：％)			
科 目	令和5年度	令和6年度	
総 資 産 経 常 利 益 率	0.10	0.24	
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.15	0.21	

(注)総資産経常(当期純)利益率＝経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

■ 主要な経営指標の推移

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	2,482,861	2,552,301	2,804,570	2,393,850	2,486,328
経 常 利 益 (又は経常損失)	126,945	291,552	750,033	158,151	362,942
当期純利益(当期純損失)	76,366	294,629	734,086	237,442	322,815
預 金 積 金 残 高	141,997,611	140,609,125	141,740,509	138,980,552	135,706,090
貸 出 金 残 高	96,935,726	96,102,072	93,106,544	91,524,095	94,099,933
有 価 証 券 残 高	11,849,845	12,333,622	13,250,951	13,434,902	14,747,048
総 資 産 額	152,486,123	151,099,331	152,198,572	147,848,338	144,592,406
純 資 産 額	7,071,153	7,209,005	7,756,705	7,839,089	7,860,424
自己資本比率(単体)	8.74%	8.96%	9.31%	9.93%	9.93%
出 資 総 額	5,692,893	5,608,981	5,557,528	5,506,971	5,453,620
出 資 総 口 数	38,266,430口	37,427,318口	36,912,784口	36,407,216口	35,873,704口
出 資 に 対 す る 配 当 金	42,580	42,318	45,258	56,271	51,561
職 員 数	207人	198人	186人	179人	173人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。 2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

3. 令和2年度につきましては、週及適用等を行った計数を表示しております。

■ 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位：千円、%)					
科 目	年度	平均残高	利息	利回り(%)	
資 金 運 用 勘 定	令和5年度	146,867,583	2,120,172	1.44	
	令和6年度	144,232,539	2,206,164	1.52	
う ち	令和5年度	89,521,498	1,896,272	2.11	
	令和6年度	90,542,933	1,914,379	2.11	
う ち	令和5年度	42,833,935	80,533	0.18	
	令和6年度	38,346,178	133,142	0.34	
う ち	令和5年度	13,704,049	104,388	0.76	
	令和6年度	14,535,328	127,822	0.87	
資 金 調 達 勘 定	令和5年度	142,001,464	25,528	0.01	
	令和6年度	138,926,756	87,791	0.06	
う ち	令和5年度	141,664,707	26,078	0.01	
	令和6年度	138,904,839	87,732	0.06	
う ち	令和5年度	－	－	－	
	令和6年度	－	－	－	
譲渡性預金	令和5年度	274,590	△ 550	△ 0.21	
	令和6年度	21,917	59	0.26	

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度160百万円、令和6年度143百万円)を、控除して表示しております。

■ 経費の内訳

(単位:千円)			
項 目	令和5年度	令和6年度	
人 件 費	1,040,526	1,030,007	
	報 酬 給 料 手 当	842,324	
	退 職 給 付 費 用	58,824	
	そ の 他	139,378	
物 件 費	591,982	594,133	
	事 務 費	339,103	
	固 定 資 産 費	109,931	
	事 業 費	38,025	
	人 事 厚 生 費	6,841	
	減 価 償 却 費	77,719	
そ の 他	20,359	20,296	
	金	29,868	
税		24,780	
経 費 合 計	1,662,377	1,648,921	

■ 受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)			
項 目	令和5年度	令和6年度	
受 取 利 息 の 増 減	△ 78,528	85,992	
支 払 利 息 の 増 減	2,295	62,263	

■ 業務純益

(単位:千円)			
項 目	令和5年度	令和6年度	
業 務 純 益	339,315	391,203	

(単位:千円)

有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類		令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	591	625	34	404	411	6
	地方債	2,291	2,344	53	301	302	0
	社債	1,298	1,306	8	—	—	—
	その他	100	100	0	—	—	—
	小計	4,281	4,378	96	706	713	7
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	284	260	△ 23
	地方債	1,932	1,833	△ 99	3,881	3,638	△ 243
	社債	3,598	3,530	△ 68	5,098	4,941	△ 156
	その他	200	198	△ 1	300	296	△ 3
	小計	5,731	5,562	△ 169	9,564	9,137	△ 426
合 計		10,013	9,940	△ 73	10,270	9,850	△ 419

(注)

- 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
- 左記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
- 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

2. その他の有価証券

(単位：百万円)

種 類		令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	国 内 債 券	499	498	0	—	—	—
	国 債	98	98	0	—	—	—
	地 方 債	200	200	0	—	—	—
	社 債	200	200	0	—	—	—
	外 国 債 券	107	100	7	104	100	3
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	607	598	8	104	100	3
貸借対照表計上額が 取 得 原 価 を 超 え な い も の	株 式	525	525	—	525	525	—
	国 内 債 券	2,014	2,194	△ 179	3,627	3,989	△ 362
	国 債	1,220	1,394	△ 174	2,259	2,590	△ 330
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	794	799	△ 5	1,367	1,399	△ 32
	外 国 債 券	199	200	0	97	100	△ 2
	そ の 他	75	82	△ 7	122	132	△ 9
	小 計	2,814	3,002	△ 187	4,372	4,747	△ 374
合 計		3,421	3,600	△ 179	4,476	4,847	△ 371

(注)

- 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
- 左記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
- 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
国債等債券売却益	—	8
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	16	23
その他業務収益合計	16	31

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
1店舗当りの預金残高	5,559	5,428
1店舗当りの貸出金残高	3,660	3,763

(注)預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
職員1人当りの預金残高	776	784
職員1人当りの貸出金残高	511	543

(注)預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

預貸率、預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

項 目	令和5年度	令和6年度
預 貸 率 (期 末)	65.85	69.34
預 貸 率 (期 中 平 均)	63.19	65.18
預 証 率 (期 末)	9.66	10.86
預 証 率 (期 中 平 均)	9.67	10.46

バーゼルⅢ第3の柱による開示

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目	(1)	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,531	7,741
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,718	5,664
うち、利益剰余金の額	1,869	2,128
うち、外部流出予定額(△)	56	51
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	216	201
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	216	201
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	7,747
7,943		
コア資本に係る調整項目	(2)	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5	20
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	20
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	5
20		
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ))	(ハ)	7,742
7,922		
リスク・アセット等	(3)	
信用リスク・アセットの額の合計額	74,117	76,024
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	74,087	75,710
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	△ 906
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,839	3,729
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	77,956
79,754		
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	9.93%	9.93%

(注)

- 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度		
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額	
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計		※1	74,117	2,964	76,024	3,040
①	標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	※2	74,117	2,964	76,921	3,076
	(i) ソブリン向け		0	—	—	—
	(ii) 金融機関向け		8,481	339	8,793	351
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			531	21	
	(iii) カバード・ボンド向け			—	—	
	(iv) 法人等向け		19,851	794	21,216	848
	(v) 中小企業等・個人向け		22,149	885		
	(vi) 中堅中小企業等・個人向け				23,517	940
	トランザクター向け				—	—
	(vii) 抵当権付住宅ローン		1,875	75		
	(viii) 不動産取得等事業者向け		12,321	492		
	(ix) 不動産関連向け				12,719	508
	自己居住用不動産等向け				1,665	66
	賃貸用不動産向け				9,676	387
	事業用不動産関連向け				504	20
	その他不動産関連向け				358	14
	ADC向け				514	20
	(x) 劣後債権及びその他資本制証券等				901	36
	(xi) 三月以上延滞等		244	9		
	(xii) 延滞等向け				3,019	120
	(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				76	3
	(xiv) 出資等		607	24		
	出資等のエクスポージャー		607	24		
	重要な出資のエクスポージャー		—	—		
	(xv) 株式等				655	26
	(xvi) 重要な出資のエクスポージャー				—	—
	(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー		1,753	70	1,511	60
	(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー		858	34	831	33
	(ix) その他		5,974	238	3,677	147
②	証券化エクスポージャー		—	—	—	—
③	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—	—
	ルック・スルー方式		—	—	—	—
	マナデート方式		—	—	—	—
	蓋然性方式(250%)		—	—	—	—
	蓋然性方式(400%)		—	—	—	—
	フォールバック方式(1250%)		—	—	—	—
④	未決済取引				10	0
⑤	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—	—
⑥	CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)		—	—	—	—
⑦	中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額			3,839	153	3,729	149
	BI				2,486	
	BIC				298	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)			77,956	3,118	79,754	3,190

(注)	
1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4％	
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。	
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。	
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150％になったエクスポージャーのことです。	
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。	
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること	
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと	
③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること	
6. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には投資信託の一部、固定資産等が含まれます。	
7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。	
8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。	
＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞ 粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15％ 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷8％	
9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。	
10. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4％	

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和5年度	231	216	－	231	216
	令和6年度	216	201	－	216	201
個 別 貸 倒 引 当 金	令和5年度	2,674	2,818	213	2,605	2,818
	令和6年度	2,818	2,849	37	2,781	2,849
合 計	令和5年度	2,906	3,035	213	2,836	3,035
	令和6年度	3,035	3,051	37	2,997	3,051

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 <業種別及び残存期間別>

		信 用 リ ス ク エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 期 末 残 高						三月以上延滞エクスポージャー	
業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券				令和5年度	令和6年度
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製 造 業		5,099	5,221	—	—	599	601	110	337
農 業 、 林 業		1,307	1,145	14	6	—	—	104	253
漁 業		802	802	—	—	—	—	2	23
鉱業、採石業、砂利採取業		7	5	—	—	—	—	—	—
建 設 業		8,838	10,432	15	39	—	—	46	546
電気・ガス・熱供給・水道業		4,053	4,541	—	0	1,602	2,203	0	3
情 報 通 信 業		556	571	—	—	100	100	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業		3,104	3,163	13	5	—	—	—	94
卸 売 業 、 小 売 業		6,897	7,118	—	—	300	300	32	450
金 融 、 保 険 業		46,158	38,742	—	—	3,704	3,608	—	—
不 動 産 業		17,668	18,467	—	—	—	—	125	614
物 品 賃 貸 業		501	608	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		135	124	—	—	—	—	—	28
飲 食 業		2,632	2,662	—	—	—	—	60	293
生活関連サービス業、娯楽業		1,132	1,100	—	—	—	—	—	712
教 育 、 学 習 支 援 業		150	324	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉		1,181	1,154	—	—	—	—	—	198
そ の 他 の サ ー ビ ス		11,445	10,827	—	—	—	—	25	1,007
そ の 他 の 産 業		725	975	—	—	—	—	—	141
国・地方公共団体等		15,177	15,599	—	—	6,717	7,672	—	—
個 人		17,386	18,774	—	1	—	—	82	579
そ の 他		3,240	5,495	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		148,201	145,165	44	51	13,024	14,486	590	5,287
1 年 以 下		33,521	19,862	22	35	818	1,215		
1 年 超 3 年 以 下		12,965	8,522	7	14	2,090	1,899		
3 年 超 5 年 以 下		7,448	22,507	9	—	2,398	1,899		
5 年 超 7 年 以 下		9,047	13,211	1	1	1,100	900		
7 年 超 10 年 以 下		16,984	14,258	3	0	1,998	3,871		
10 年 超		53,289	52,483	0	—	4,318	4,400		
期 間 の 定 め の な い も の		14,944	41,320	—	—	300	300		
残 存 期 間 別 合 計		148,201	145,165	44	51	13,024	14,486		

(注)	
1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。	
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。	
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。	
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること	
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと	
③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること	
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には投資信託、固定資産等が含まれます。	
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。	
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。	

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業 種 別	個 別 貸 倒 引 当 金								貸 出 金 償 却	
	期 首 残 高		当 期 増 加 額		当 期 減 少 額		期 末 残 高		令和5年度	令和6年度
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製 造 業	252	222	222	206	222	252	222	206	22	－
農 業 、 林 業	189	179	179	213	189	179	179	213	－	－
漁 業	22	21	21	21	22	21	21	21	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	155	142	142	214	155	142	142	214	13	－
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－
情 報 通 信 業	0	－	0	－	0	－	－	－	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業	37	49	49	40	37	49	49	40	－	－
卸 売 業 、 小 売 業	156	164	164	182	156	164	164	182	－	－
金 融 、 保 険 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	364	446	446	290	364	446	446	290	－	17
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	28	25	25	23	28	25	25	23	－	－
飲 食 業	130	129	129	129	130	129	129	129	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	367	367	367	349	367	367	367	349	－	－
教育、学習支援業	11	18	18	－	11	18	18	－	－	－
医 療 、 福 祉	228	226	226	173	228	226	226	173	－	－
その他のサービス	497	595	595	762	497	595	595	762	6	－
その他の産業	8	7	7	8	8	7	7	8	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	222	217	217	228	222	217	217	228	4	0
その他	－	－	－	8	－	－	－	8	－	－
合 計	2,672	2,816	2,816	2,845	2,672	2,816	2,816	2,845	46	18

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 ※1	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	当期末					
現金	3,124	－	3,124	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,283	－	3,283	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	0%
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	0%
我が国の地方公共団体向け	8,873	－	8,873	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	0%
国際開発銀行向け	100	－	100	－	－	0%
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	0%
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	0%
地方三公社向け	－	－	－	－	－	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	35,364	－	35,364	－	8,793	25%
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	1,903	－	1,903	－	531	28%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	0%
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	26,547	764	25,804	14	21,216	82%
(うち特定貸付債権向け)	2,693	－	32,492	－	2,539	8%
中堅中小企業等向け及び個人向け	50	50	50	50	50	77%
(うちトラランザクター向け)	－	－	－	－	－	0%
不動産関連向け	18,130	－	17,854	－	12,719	71%
(うち自己居住用不動産等向け)	4,779	－	4,759	－	1,665	35%
(うち賃貸用不動産向け)	11,666	－	11,536	－	9,676	84%
(うち事業用不動産関連向け)	532	－	532	－	504	95%
(うちその他不動産関連向け)	669	－	598	－	358	60%
(うちA D C向け)	483	－	427	－	514	120%
劣後債権及びその他資本性証券等	901	－	901	－	901	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2,613	1,065	2,600	72	3,019	113%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	76	－	76	－	76	100%
取立未済手形	51	－	51	－	10	20%
信用保証協会等による保証付	9,234	－	9,187	－	531	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	0%
株式等	655	－	655	－	655	100%
合計(信用リスク・アセットの額)					70,540	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
3. リスク・ウェイトの加重平均値 (%) とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：千円)

相手方当事者の区分	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																		
	(0%)	(10%)	(20%)	(30%)	(35%)	(50%)	(60%)	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(100%)	(105%)	(110%)	(150%)	(250%)	合計	
現金	3,124																	3,124	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,283																	3,283	
外国の中央政府及び中央銀行向け																			
国際決済銀行等向け																			
我が国の地方公共団体向け	8,873																	8,873	
外国の中央政府等以外の公共部門向け																			
国際開発銀行向け	100																	100	
地方公共団体金融機構向け																			
我が国の政府関係機関向け																			
地方三公社向け																			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			25,395	6,358		3,609												35,364	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）			600	1,203		100												1,903	
カバード・ボンド向け																			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）			1,300			2,303			100	707	15,058		6,349					25,819	
（うち特定貸付債権向け）										707			1,973					2,680	
中堅中小企業等向け及び個人向け										29,332				1,291				30,624	
（うちトラランザクター向け）																			
不動産関連向け					4,759		6,013	153				101	255	6,121	276	173		17,854	
（うち自己居住用不動産等向け）					4,759													4,759	
（うち賃貸用不動産向け）							5,415							6,121				11,536	
（うち事業用不動産関連向け）								153				101			276	1		532	
（うちその他不動産関連向け）							598											598	
（うちA D C向け）													255			172		427	
劣後債権及びその他資本性証券等																901		901	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）						614							896		1,162			2,673	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞													76					76	
取立未済手形				51														51	
信用保証協会等による保証付	3,871	5,316																9,187	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																			
株式等																	655	655	
合計	19,253	5,316	26,747	6,358	4,759	6,527	6,013	153	29,432	707	15,058	101	8,870	6,121	276	2,237	655	138,591	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 ※1	エクスポージャーの額 ※2	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	6,818	8,506
10%	－	10,760
20%	2,202	41,224
35%	－	5,379
50%	3,201	146
75%	－	31,392
100%	100	37,676
150%	－	92
250%	701	－
1250%	－	－
合 計	13,024	135,177

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りま
す。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

証券化エクスポージャーに関する事項

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(投資家の場合)

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
証券化エクスポージャーの額	－	－
その他	－	－

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等(投資家の場合)

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
15%未満	－	－	－	－
50%未満	－	－	－	－
100%未満	－	－	－	－
350%未満	－	－	－	－
1,250%未満	－	－	－	－
1,250%	－	－	－	－

(注) 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	62,503	－	－	62,436
40%～70%	12,767	5,151	0.005	12,693
75%	30,402	9,677	2.340	29,432
80%	707	－	－	707
85%	15,591	683	2.166	15,058
90%～100%	9,300	203	3.160	8,971
105%～130%	6,525	－	－	6,397
150%	2,182	893	7.360	2,237
250%	655	－	－	655
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合計	140,636	16,610	1.889	138,591

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

銀行勘定の金利リスク (IRRBB)				
項番	△EVE		△NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
1 上方パラレルシフト	3,105	2,693	179	60
2 下方パラレルシフト	0	0	0	0
3 ステーパー化	2,199	1,997		
4 フラット化				
5 短期金利上昇	468			
6 短期金利低下				
7 最大値	3,105	2,693	179	60
当期末			前期末	
8 自己資本の額	7,922		7,742	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「P32 九. 金利リスクに関する次に掲げる事項」の項目に記載しております。

出資等エクスポージャーに関する事項 ※1

貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分※1	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	－	－	－	－
非 上 場 株 式 等	1,334	1,334	1,334	1,334
合 計	1,334	1,334	1,334	1,334

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
売 却 益	－	－
売 却 損	－	－
償 却	－	－

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益 ※	－	－

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益 ※	－	－

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

バーゼルⅢについて

バーゼルⅢは3つの柱、すなわち、**①最低所要自己資本比率**、**②金融機関の自己管理と監督上の検証**、**③市場規律から成り立っています。**

●「第一の柱（最低所要自己資本比率）」

第一の柱では最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測を現行規制より精緻化するという最も大きな特徴です。

具体的には信用リスク（貸倒れのリスク）の計測の精緻化に加え、オペレーショナル・リスク（事務事故や不正行為等により金融機関が損失を被るリスク）の計測が新たに自己資本比率の算定に導入されました。

●「第二の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）」

バーゼルⅢにおいては、銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第一の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取組みを期待すること、また当局は、各金融機関が自発的に創意工夫をしたリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずること等が求められています。

●「第三の柱（市場規律）」

バーゼルⅢにおいては、開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められています。

金融庁ホームページより抜粋

一. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客さまによる出資金及び上部団体からの優先出資金により調達しております。

【優先出資金の調達の概要】

発行主体	鹿児島興業信用組合
資本調達手段の種類	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	65億4千万円（内、優先出資金額32億7千万円）
配当率	①第1号優先出資 5億円「年0.8%」、「5年物TONAスワップレート＋調整レート(0.059%)＋0.7%」(2023年4月1日以降)
	②第2号優先出資 28億円「年0.3%」、「5年物TONAスワップレート＋調整レート(0.059%)＋0.2%」(2023年4月1日以降)
	③第3号優先出資 32億4千万円「年0.7%」、「5年物TONAスワップレート＋「6か月日本円TIBORとTONAのスプレッド」＋「12か月日本TIBORと6か月日本円TIBORの金利差」＋0.42%」(2023年4月1日以降)

二. 信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一施策として考えております。

三. 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「信用リスク管理規程」のなかに「クレジットポリシー」を策定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、様々な角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査部門と営業推進部門を互いに分離相互に牽制が働く体制としています。以上、信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行い、理事会において経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当計上基準」に基づき、自己査定における債務者区分毎に算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常

先、要注意先、要管理先については、債務者区分毎の債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しましては、破綻懸念先については、優良担保・保証等を除いた未保全額（Ⅲ分類額）に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出し、実質破綻先及び破綻先については、優良担保・保証等を除いた未保全額（Ⅲ・Ⅳ分類額）全額を引き当てております。なお、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ）の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しています。
S&P（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ）社
MDY（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）社
R&I（概格付投資情報センター）社
JCR（㈱日本格付研究所）社

(2) エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使分けは行っておりません。

四. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置づけとして認識しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が取り扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、当組合が定める「融資事務規程」及び「自己査定基準」等により適切な事務取扱及び適切な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める「融資事務規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金が該当いたします。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

五. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引及び長期決済期間取引については該当ありません。

六. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当組合における証券化取引においては、有価証券投資の一環として投資業務において行っております。リスクの認識については、資産状況、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともにリスク管理委員会にて協議検討し、常勤理事会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、当組合が定める「有価証券等投資管理規程」に基づき、投資枠内での取引に限定するとともに投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は標準的手法を採用しております。

ハ. 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券等保有目的区分・会計処理規程」、及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

ニ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由も含む）

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。
S&P（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ）社
MDY（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）社
R&I（(株)格付投資情報センター）社
JCR（(株)日本格付研究所）社

七. オペレーショナル・リスク

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス、人、システムが不適切であることや外生的事象により損失を被るリスク」と捉えております。当組合では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、その他のリスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制・管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスク計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会にて毎月協議検討を行うとともに、理事会、常勤理事会において経営陣に報告する態勢を整備しております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

八. 協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて有価証券運用審議会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる当組合が定める「有価証券等投資管理規程」に基づき、投資枠内での取引に限定するとともに投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

九. 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、定期的な評価、計測を行い適宜、対応を講じている態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測等を行い、リスク管理委員会で協議検討するとともに必要に応じて経営陣へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

ロ. 信用協同組合等が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

(1) 当組合は、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE※およびΔNII※を算定するに当たり、以下の前提に基づき算定しております。

※ΔEVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

※ΔNIIとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.21年です。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いております。

④固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いております。

⑤IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。

⑥IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。

⑦内部モデルは使用していません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関しては、令和7年3月末のΔEVEは3,105百万円（前期末比+412百万円）、ΔNIIは179百万円（前期末比+119百万円）となっております。

⑨自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性について問題はありません。

(2) ΔEVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセンタイル値を用いて算定しております。

資金の調達

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	59,952	42.3	60,357	43.4
定 期 性 預 金	81,476	57.5	78,281	56.3
そ の 他 の 預 金	235	0.1	265	0.1
合 計	141,664	100.0	138,904	100.0

定期預金種類別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固 定 金 利	71,896	98.8	71,466	98.8
変 動 金 利	6	0.0	6	0.0
そ の 他 の 区 分	904	1.1	800	1.1
合 計	72,807	100.0	72,273	100.0

資金の運用

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	98	0.1	69	0.0
手 形 貸 付	4,382	4.8	5,450	6.0
証 書 貸 付	82,710	92.3	82,522	91.1
当 座 貸 越	2,330	2.6	2,500	2.7
合 計	89,521	100.0	90,542	100.0

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	95,566	68.7	92,467	68.1
法 人	43,413	31.2	43,238	31.8
一 般 法 人	27,306	19.6	25,413	18.7
金 融 機 関	293	0.2	89	0.0
公 金	9,376	6.7	11,077	8.1
そ の 他	6,437	4.6	6,657	4.9
合 計	138,980	100.0	135,706	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	1,892	13.8	2,709	18.6
地 方 債	4,281	31.2	4,241	29.1
短 期 社 債	－	－	－	－
社 債	5,784	42.2	6,393	43.9
株 式	525	3.8	525	3.6
外 国 証 券	1,137	8.3	569	3.9
そ の 他 の 証 券	82	0.6	96	0.5
合 計	13,704	100.0	14,535	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位：百万円)

区 分		期間の定め のないもの	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
国 債	債	令和5年度末	－	－	－	－	504	1,406	1,910
		令和6年度末	－	－	－	99	1,459	1,390	2,948
地 方 債	債	令和5年度末	－	200	1,089	100	200	1,295	4,424
		令和6年度末	－	889	199	100	200	1,471	4,183
社 債	債	令和5年度末	299	500	698	2,095	900	200	5,891
		令和6年度末	294	200	1,491	1,594	600	891	6,465
株 式	式	令和5年度末	525	－	－	－	－	－	525
		令和6年度末	525	－	－	－	－	－	525
外 国 証 券	券	令和5年度末	－	99	307	200	－	－	607
		令和6年度末	－	100	104	200	97	－	501
そ の 他 の 証 券	券	令和5年度末	74	－	－	－	－	－	74
		令和6年度末	122	－	－	－	－	－	122
合 計	計	令和5年度末	900	799	2,096	2,395	1,100	1,999	13,434
		令和6年度末	941	1,189	1,795	1,993	897	3,822	14,747

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	216	▲ 14	201	▲ 14
個別貸倒引当金	2,818	143	2,849	30
貸倒引当金合計	3,035	128	3,051	16

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額		金 額	
固 定 金 利	36,504		36,301	
変 動 金 利	55,019		57,798	
合 計	91,524		94,099	

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製 造 業	4,596	5.0	4,681	5.0
農 業 ・ 林 業	1,123	1.2	1,017	1.1
漁 業	806	0.9	809	0.9
鉱 業 ・ 砕 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	2	0.0	1	0.0
建 設 業	8,053	8.8	9,371	10.0
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	2,369	2.6	2,255	2.4
情 報 通 信 業	425	0.5	455	0.5
運 輸 業 ・ 郵 便 業	3,122	3.4	3,160	3.4
卸 売 業 ・ 小 売 業	6,301	6.9	6,486	6.9
金 融 業 ・ 保 険 業	2,521	2.8	2,463	2.6
不 動 産 業	17,380	19.0	18,100	19.2
物 品 賃 貸 業	501	0.5	607	0.6
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	－	－	－	－
宿 泊 業	161	0.2	147	0.2
飲 食 業	2,240	2.4	2,228	2.4
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娛 楽 業	1,498	1.6	1,449	1.5
教 育 ・ 学 習 支 援 業	169	0.2	323	0.3
医 療 ・ 福 祉 社	1,373	1.5	1,297	1.4
そ の 他 の サ ー ビ ス	10,161	11.1	9,751	10.4
そ の 他 の 産 業	732	0.8	982	1.0
小 計	63,542	69.4	65,590	69.7
地 方 公 共 団 体	5,594	6.1	4,428	4.7
雇 用 ・ 能 力 開 発 機 構 等	－	－	－	－
個 人 (住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等)	22,387	24.5	24,080	25.6
合 計	91,524	100.0	94,099	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

担保種類別貸出金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	2,199	2.4	1,963	2.0
有 価 証 券	－	－	－	－
動 産	610	0.6	586	0.6
不 動 産	44,304	48.4	47,007	49.9
そ の 他	－	－	－	－
小 計	47,114	51.4	49,557	52.6
信用保証協会・信用保険	12,051	13.1	10,532	11.1
保 証	13,027	14.2	14,003	14.8
信 用	19,330	21.1	20,006	21.2
合 計	91,524	100.0	94,099	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	4,762	39.9	5,105	38.7
住 宅 ロ ー ン	7,162	60.0	8,062	61.2
合 計	11,925	100.0	13,168	100.0

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	10	18

債務保証見返額担保別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	2	4.9	－	－
有 価 証 券	－	－	－	－
動 産	－	－	－	－
不 動 産	－	－	－	－
そ の 他	16	36.4	11	23.2
小 計	16	41.4	11	23.2
信用保証協会・信用保険	－	0.0	－	0.0
保 証	26	58.6	39	76.8
信 用	－	0.0	－	0.0
合 計	44	100.0	51	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	41,113	43.5	39,578	42.0
設 備 資 金	50,411	56.4	54,521	57.9
合 計	91,524	100.0	94,099	100.0

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		債権額	担保・保証等	貸倒引当金	保全額	保全率	貸倒引当金引当率
		(A)	(B)	(C)	(D)=(B)+(C)	(D)/(A)	(C)/(A-B)
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	令和5年度	2,857	1,135	1,721	2,857	100.00	100.00
	令和6年度	2,633	920	1,713	2,633	100.00	100.00
危 険 債 権	令和5年度	3,544	1,760	1,034	2,795	78.85	57.98
	令和6年度	3,595	1,871	886	2,758	76.71	51.42
要 管 理 債 権	令和5年度	530	187	63	250	47.18	18.39
	令和6年度	518	72	44	116	22.39	9.87
	三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—	—
		令和6年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和5年度	530	187	63	250	47.18
		令和6年度	518	72	44	116	9.87
小 計	令和5年度	6,933	3,083	2,819	5,903	85.14	73.24
	令和6年度	6,748	2,864	2,644	5,508	81.62	68.08
正 常 債 権	令和5年度	84,738					
	令和6年度	87,497					
合 計	令和5年度	91,671					
	令和6年度	94,245					

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1 に掲げるものを除く。）です。
- 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1 及び 2 に掲げるものを除く。）です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2 及び 4 に掲げるものを除く。）です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2 及び 3 に掲げるものを除く。）です。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。
- 金額は決算後（償却後）の計数です。

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権

(単位：百万円)

自己査定における 債務者区分	協金法開示債権（リスク管理債権）及び 金融再生法開示債権
破綻先	
実質破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 2,633
破綻懸念先	危険債権 3,595
要注意先	要管理債権 518 (3 か月以上延滞債権 —) (貸出条件緩和債権 518)
正常先	正常債権 87,497

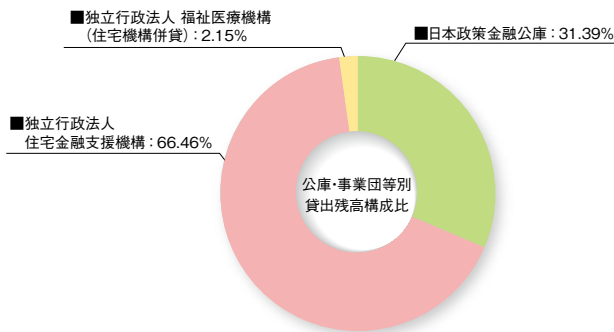
その他の業務

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
全 国 信 用 協 同 組 合 連 合 会	—	—
商 工 組 合 中 央 金 庫	—	—
日 本 政 策 金 融 公 庫	613	507
独立行政法人 住宅金融支援機構	1,228	1,075
独立行政法人 福祉医療機構(住宅機構併貸)	40	34
独立行政法人 雇用・能力開発機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構(年金担保貸付)	—	—
そ の 他	—	—
合 計	1,882	1,617

公庫・事業団等別貸出残高構成比



報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で支給することの承認を得た後、規程に基づき支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。
a. 決定方法 b. 算出方法

(2)役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	50,640	150,000
監 事	8,040	15,000
合 計	58,680	165,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事6名、監事2名です(退任役員を含む。)

(3)その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

主要な事業の内容

■預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、決済用預金（無利息型普通預金）等を取り扱っております。

■貸出業務

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

手形の割引

銀行引受手形、商業手形及荷付為替手形の割引を取り扱っております。

■有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のために国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

■内国為替業務

送金為替、口座振込及び代金取立等を取り扱っております。

■附帯業務

債務の保証業務

有価証券の貸付業務

代理業務

全国信用協同組合連合会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の代理貸付業務

地方公共団体の公金取扱業務

株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

証券業務

個人向け国債窓口販売の取扱い

保険商品窓口販売業務

住宅ローン関連の長期火災保険商品の窓口販売業務

債務返済支援保険商品の窓口販売業務

個人年金保険（定額）商品の窓口販売業務

一時払終身保険商品の窓口販売業務

標準傷害保険商品の窓口販売業務

自動車事故費用共済商品の窓口販売業務



■金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、適切な勧誘が行われるよう、役職員に対する内部研修を充実し、金融商品に関する知識の充実に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

■主な取扱商品

種 類		内 容
預金のご案内	総 合 口 座	貯蓄、受取り、支払い、借りる、運用がこの口座でできます。
	普 通 預 金	年金、給与のお受取りや公共料金の支払いに便利です。
	当 座 預 金	商取引に便利な手形・小切手をご利用できます。
	通 知 預 金	まとまったお金の短期間運用に便利です。
	貯 蓄 預 金	10万円型、30万円型の貯蓄性の高い預金です。
	定 期 預 金	期間や用途に応じて各種定期預金をご利用ください。長期安定の運用はこちらでどうぞ。
	積 立 定 期 預 金	積立自由型と自動積立型があります。
個人向け融資のご案内	定 期 積 金	目的を持って、目的に応じて貯めていけるマイプラン型の貯蓄です。
	住 宅 ロ ー ン	自宅購入、リフォーム資金、中古住宅購入等の長期大型ローン。
	住 宅 借 換 ロ ー ン	住宅ローンの借換ご相談に応じます。お気軽にお声をかけてください。
	リ フ ォ ー ム ロ ー ン	ご自宅の改装・改造費用にご利用ください。
	ア パ ー ト ロ ー ン	アパート建築資金にご利用できます。
	長 期 住 宅 資 金	若年層(20歳～40歳以下)向け、返済期間最大50年のガン保障付き住宅資金
	カ ー ラ イ フ ロ ー ン	自家用車、車検費用などに便利です。
	教 育 ロ ー ン	教育に関する費用がこれでまかなえます。
	カードローン	ポ ケ ッ ト カ ー ド 10～200万円のコースがあります。(Orico提携)
		ウ ィ ン グ カ ー ド 50～200万円のコースがあります。(Orico提携)
		ア ラ カ ル ト 30～800万円のコースがあります。(Orico提携)
		ス マ ッ シ ュ II カ ー ド 10～500万円以内(10万円単位)でご契約できます。まずはご相談を!(Life提携)
		カ ー ド ロ ー ン B I G 最高300万円までご利用いただける大型のカードローンです。
	教育カードローン	100万円～500万円のコースがあります。(Orico提携)
		フ リ ー ロ ー ン 10～1,000万円までおつかいみちは自由に使えるローンです。
		多 目 的 ロ ー ン 10～1,000万円のコースがあります。
		新 す っ き り ロ ー ン 50～300万円の他社借入を一本化。
		シ ル バ ー ラ イ フ ロ ー ン 10～100万円までの高齢者向けのフリーローンです。
	職域提携企業向け目的・フリーローン	当組合と「従業員に対する職員営業と金利優遇制度に関する覚書」を締結した事業所の従業員専用で10万円以上～500万円以下。
事業者向け融資のご案内	手 形 割 引	一般商業手形の割引にご利用ください。
	手 形 貸 付	仕入れ資金など短期運転資金にご利用ください。
	証 書 貸 付	設備資金など長期の資金需要にお応えします。
	当 座 貸 越	極度額の範囲内で反復ご利用できます。
	各 種 制 度 融 資	自治体の制度融資を取り扱っております。
	代 理 貸 付 業 務	公庫、独立行政法人等の代理業務を行います。
	事 業 者 ロ ー ン	300万円以内の事業資金にご利用できます。
	T K C ロ ー ン	TKC会員様向けの事業者ローンです。
	中 央 会 ロ ー ン	鹿児島県中小企業団体中央会会員様向けの事業者ローンです。
	経 営 安 定 化 資 金	運転・設備、経営安定化の資金にご利用可能
その他	ビ ジ ネ ス オ ー ト ロ ー ン	事業用自動車の購入にご利用できます。
	ビジネスローンしんくみパートナーズ	個人で事業を営んでいる方がご利用できます。
	内 国 為 替 業 務	送金為替、口座振込、代金取立等々
	公 金 取 扱 業 務	地方自治体の公金の取扱
	デ ビ ッ ト サ ー ビ ス	キャッシュカードでのお買い物サービス
	インターネット・ビジネス・バンキングサービス	お手持ちのパソコン、携帯電話を利用して残高照会、振込等々の金融サービスがご利用できます。
証 券 業 務	個人向け国債窓口販売の取扱い	

手数料一覧

(令和7年7月1日現在)

※下記手数料はすべて消費税込の金額です。

手数料一覧表

種 類				窓 口 扱 い		A T M ご 利 用		FBサービス			
				組 合 員	非 組 合 員	組 合 員	非 組 合 員	組 合 員	非 組 合 員		
振 込	本 支 店	自 店 宛	5万円未満	110円	220円	55円	55円	0円	55円		
			5万円以上	110円	440円	110円	110円	0円	110円		
		僚 店 宛	5万円未満	220円	330円	55円	55円	0円	55円		
			5万円以上	330円	550円	110円	110円	110円	110円		
	他 行	電 信 扱	5万円未満	440円	660円	308円	330円	275円	330円		
			5万円以上	660円	880円	462円	495円	385円	495円		
		文 書 扱	5万円未満	550円	660円	※他行カード利用によるATM振込手数料は「非組合員」と同様とします。 (別途ATMご利用手数料も徴収) ※視聴覚障がい等の方が窓口での振込みをされる場合の手数は、					
			5万円以上	660円	880円						

FBサービス (月額基本料)	ホームユース	専用端末	インターネットバンキング		ビジネスバンキング(スタンダード)	ビジネスバンキング(フルサービス)
	1,100円	6,600円	組 合 員	0円	1,100円	3,300円
			非 組 合 員	110円		

手数料一覧

(令和7年7月1日現在)

※下記手数料はすべて消費税込の金額です。

種	類	料	金
入金 代 金 立	電子交換所扱い ※1		440円
	電子交換所扱い ※1 上記以外 ※2 普通扱		1,100円
その他	振込・送金・取立手形の組戻料		660円
	振込内容変更		660円
	不渡手形返却料		660円
	取立手形店頭呈示料		660円
当座 預金	小切手帳 1冊(50枚)		2,200円
	約束手形帳 1冊(50枚)		2,200円
	為替手形帳 1冊(50枚)		2,200円
	マル専口座取扱手数料 (割賦販売通知書1枚)		5,500円
	マル専手形 (1枚)		550円
	署名鑑サ－ビス		0円
	自己宛小切手 (1枚)		1,100円
	通帳・証書再発行		1,100円
	キャッシュカード発行 (紛失時再発行) ※3		1,100円
	カードローンカード発行 (紛失時再発行) ※3		2,200円
	破産管財人等特殊口座開設手数料		16,500円
	当座預金入金帳 (100枚)		1,100円
	普通預金入金帳 (100枚)		1,100円
	お振込帳 (組合員)		550円
	お振込帳 (非組合員)		660円
	代金取立通帳 (1冊)		550円
	残高証明書等 各種証明書 (所定用紙1通につき)		440円
	(所定外用紙1通につき)		1,100円
	監査法人による確認資料		3,300円
	取引履歴発行手数料 照会依頼日から10年以内:1口座(※4)1年		550円
	照会依頼日から10年超:1口座(※4)1ヶ月		550円
	普通預金摘要入力サービス 摘要入力1件につき		55円
	夜間金庫 (組合員(月間))		5,500円
	(非組合員(月間))		11,000円
	個人データ開示等請求手数料 (1回)		1,100円

※1 同店間で手形交換所を介さない取引は手数料無料とします。

※2 電子交換所に加盟しない金融機関あての手形・小切手など郵送対応。

※3 カード破損・磁気不良による再発行手数料は原則無料とします。

※4 通帳式定期預金口座については、預入番号を1口座として算出いたします。

◎大量硬貨取扱手数料

枚	数	組 合 員	非組合員
1枚～ 100枚		0円	0円
101枚～ 300枚		110円	220円
301枚～ 500枚		220円	330円
501枚～ 700枚		440円	550円
701枚～ 900枚		660円	770円
901枚～1000枚		880円	990円
1001枚～1500枚		990円	1,100円
		※以降500枚ごとに330円加算	

■ATMご利用手数料

こうしん店内・店外ATM

当組合カード		当組合のカードで当組合のATMをご利用の場合、ご出金の手数料は以下のとおりとなります。なお、ご入金の場合は終日手数料無料となります。					
		8:00	8:45	9:00	14:00	18:00	21:00
平日	110円	無 料				110円	
土曜日	休止	無 料			110円		
日曜日・祝日	休止	110円					

※ATM設置場所の取引時間および土曜、日曜、祝日稼働店舗は、P40～P42をご覧ください。
 ※鹿児島銀行共同ATMはご出金のみのお取扱いとなります。なお、平日18時以降、土曜14時以降、日曜・祝日・年末年始は、時間外手数料がかかります。
 ※振込取引については時間外手数料は不要となります。 ※振込をされた時間帯によっては、振込先への入金が翌営業日となる場合があります。
 ※土曜・日曜・祝日・12月31日の17時以降は**当組合カードをお持ちの方のみ**ご利用いただけます。

提携金融機関カード

他行のカードで当組合のATMをご利用の場合、ご入金・ご出金ともに手数料は以下のとおりとなります。	8:00	8:45	9:00	14:00	18:00	21:00
平 日	220円			110円		220円
土・日・祝	休止			220円		

セブンイレブン(セブン銀行)ATM

当組合のカードでセブンイレブン (セブン銀行) のATMをご利用の場合、ご入金・ご出金ともに手数料は以下のとおりとなります。	0:00	8:45	9:00	14:00	18:00	24:00
平 日	110円			無 料		110円
土曜日	110円			無 料		110円
日曜日・祝日				110円		

両 替 手 数 料 (窓 口 両 替)		
金 種 の 枚 数	組 合 員	非組合員
1枚～ 50枚	0円	110円
51枚～100枚	0円	110円
101枚～300枚	110円	220円
301枚～500枚	220円	330円
501枚～700枚	440円	550円
701枚～900枚	660円	770円
901枚～1000枚	880円	990円
1001枚～1500枚	990円	1,100円
	※以降500枚ごとに330円加算	
両 替 手 数 料 (訪 問 両 替)		
金 種 の 枚 数	組 合 員	非組合員
1枚～ 50枚	0円	110円
51枚～100枚	110円	220円
101枚～300枚	220円	330円
301枚～500枚	330円	550円
501枚～700枚	550円	770円
701枚～900枚	770円	990円
901枚～1000枚	990円	1,100円
1001枚～1500枚	1,100円	1,210円
	※以降500枚ごとに330円加算	

(1) 手数料には消費税が含まれています。

(2) 「金種指定によるご預金の払い戻し」は、上記両替手数料と同額の手数料を適用させていただきます。

ただし、万円券を除く指定の支払い枚数が50枚以下となる場合のご預金払い戻しは無料となります。

(3) 法人、個人事業主様の給与・賞与您のご預金払い戻しは無料となります。

(4) 「両替枚数」1,501枚以上の場合、500枚ごとに330円加算されます。

(5) 「両替枚数」とは、「持参された紙幣・硬貨の合計枚数」と「受け取られる紙幣・硬貨の合計枚数」のうち、いずれか多い方の枚数となります。

(6) 「同一金種の新券への両替」の両替手数料は無料です。

(7) 「旧札(※1)の両替」、「汚損した紙幣・硬貨(※2)の両替」、「発行済記念硬貨との両替」も手数料算定枚数の対象とさせていただきます。

(8) 汚損した紙幣(※2)を入金される場合は、両替手数料を適用させていただきます。

(9) 1日あたりの両替回数が2回以上の場合、合計枚数に応じた手数料をいただきます。
 (※1)2004年(平成16年)11月1日以降に発行された紙幣は対象外となります。
 (※2)入金機に投入できない紙幣・硬貨となります。

(1) 大量硬貨でのご入金、お振込等の取引におきましては左記手数料が適用されます。

(2) 「取扱枚数」1,501枚以上の場合、500枚ごとに330円加算されます。

(3) 集金先でお預かりする場合も同様のお取扱いとさせていただきます。

(4) 1日あたりの硬貨取扱回数が2回以上の場合、合計枚数に応じた手数料をいただきます。

(5) 募金や、18歳未満の方の口座に入金する貯金箱等のお取扱いは無料とさせていただきます。

店舗一覧

(令和7年7月16日現在)



本店

Tel.099-224-3177 Fax.099-224-3183

〒892-0842 鹿児島市東千石町17-11

〈窓口営業時間/平日〉9:00～15:00

ATM 取扱 〈平日〉8:00～21:00 〈土日祝〉9:00～19:00

出金・入金・振込・残高照会・記帳・通帳繰越



堅馬場支店

Tel.099-224-1777 Fax.099-224-1776

〒892-0805 鹿児島市大電町3-1

〈窓口営業時間/平日〉9:00～15:00※11:30～12:30(昼休業)

ATM 取扱 〈平日〉8:45～21:00 〈土日祝〉9:00～19:00

出金・入金・振込・残高照会・記帳・通帳繰越



荒田支店

Tel.099-257-4123 Fax.099-257-4122

〒890-0054 鹿児島市荒田1-5-3

〈窓口営業時間/平日〉9:00～15:00※11:30～12:30(昼休業)

ATM 取扱 〈平日〉8:45～17:30

出金・入金・振込・残高照会・記帳・通帳繰越

城南支店

Tel.099-224-3773 Fax.099-224-3774

〒890-0054 鹿児島市荒田1-5-3

〈窓口営業時間/平日〉9:00～15:00※11:30～12:30(昼休業)

ATM 取扱 〈平日〉8:45～17:30

出金・入金・振込・残高照会・記帳・通帳繰越



中央駅前支店

Tel.099-257-3525 Fax.099-257-3526

上武支店

Tel.099-257-3626 Fax.099-257-3625

〒890-0053 鹿児島市中央町23-21アエールタワー102号

〈窓口営業時間/平日〉9:00～15:00※11:30～12:30(昼休業)

ATM 取扱 〈平日〉8:00～21:00 〈土日祝〉9:00～19:00

出金・入金・振込・残高照会・記帳・通帳繰越



伊敷支店

Tel.099-213-9555 Fax.099-213-9633

〒890-0014 鹿児島市草牟田2-16-1

〈窓口営業時間/平日〉9:00～15:00※11:30～12:30(昼休業)

ATM 取扱 〈平日〉8:45～18:00

出金・入金・振込・残高照会・記帳・通帳繰越



脇田支店

Tel.099-257-4161 Fax.099-257-4162

真砂支店

Tel.099-257-6116 Fax.099-257-6127

〒890-0073 鹿児島市宇宿3-27-5

〈窓口営業時間/平日〉9:00～15:00※11:30～12:30(昼休業)

ATM 取扱 〈平日〉8:45～21:00 〈土日祝〉9:00～19:00

出金・入金・振込・残高照会・記帳・通帳繰越



谷山支店

Tel.099-268-3503 Fax.099-268-3599

東谷山支店

Tel.099-269-3434 Fax.099-269-3435

〒891-0141 鹿児島市谷山中央4-4917

〈窓口営業時間/平日〉9:00～15:00※11:30～12:30(昼休業)

ATM 取扱 〈平日〉8:45～21:00 〈土日祝〉9:00～19:00

出金・入金・振込・残高照会・記帳・通帳繰越



枕崎支店

Tel.0993-72-9131 Fax.0993-73-1724

〒898-0014 枕崎市東本町155

〈窓口営業時間/平日〉9:00～15:00※11:30～12:30(昼休業)

ATM 取扱 〈平日〉8:45～18:00

出金・入金・振込・残高照会・記帳・通帳繰越



大崎支店

Tel.099-476-1231 Fax.099-476-1232

〒899-7305 曽於郡大崎町飯宿1746-1

〈窓口営業時間/平日〉9:00～15:00※11:30～12:30(昼休業)

ATM 取扱 〈平日〉9:00～18:00

出金・入金・振込・残高照会・記帳・通帳繰越



志布志支店

Tel.099-472-2345 Fax.099-473-2317

〒899-7103 志布志市志布志町志布志3-17-33

〈窓口営業時間/平日〉9:00～15:00※11:30～12:30(昼休業)

ATM 取扱 〈平日〉9:00～17:30

出金・入金・振込・残高照会・記帳・通帳繰越



岩川支店

Tel.099-482-0612 Fax.099-482-3235

〒899-8102 曽於市大隅町岩川6538

〈窓口営業時間/平日〉9:00～15:00※11:30～12:30(昼休業)

ATM 取扱 〈平日〉9:00～17:30

出金・入金・振込・残高照会・記帳・通帳繰越

店舗一覧

(令和7年7月16日現在)



鹿屋支店 移動店舗車運行店
Tel.0994-44-6611 Fax.0994-44-6004
肝付吾平支店
Tel.0994-58-7151 Fax.0994-58-7152
〒893-0014 鹿屋市寿3-1-1
(窓口営業時間/平日)9:00～15:00※11:30～12:30(昼休業)
(平日)8:30～21:00 (土日祝)9:00～19:00
ATM 取扱 出金・入金・振込・残高照会・記帳・通帳繰越



国分支店
Tel.0995-45-0530 Fax.0995-45-0674
〒899-4332 霧島市国分中央5-13-3
(窓口営業時間/平日)9:00～15:00※11:30～12:30(昼休業)
(平日)9:00～21:00 (土日祝)9:00～19:00
ATM 取扱 出金・入金・振込・残高照会・記帳・通帳繰越



西原支店
Tel.0994-44-5525 Fax.0994-44-5528
垂水支店
Tel.0994-32-5100 Fax.0994-32-5577
〒893-0064 鹿屋市西原4-10-9
(窓口営業時間/平日)9:00～15:00※11:30～12:30(昼休業)
(平日)9:00～21:00 (土日祝)9:00～19:00
ATM 取扱 出金・入金・振込・残高照会・記帳・通帳繰越



大根占支店
Tel.0994-22-0527 Fax.0994-22-2611
〒893-2302 肝属郡錦江町城元618-27
(窓口営業時間/平日)9:00～15:00※11:30～12:30(昼休業)
(平日)9:00～21:00 (土日祝)9:00～19:00
ATM 取扱 出金・入金・振込・残高照会・記帳・通帳繰越



始良支店
Tel.0995-65-3107 Fax.0995-65-3116
〒899-5432 始良市宮島町21-2
(窓口営業時間/平日)9:00～15:00※11:30～12:30(昼休業)
(平日)9:00～21:00 (土日祝)9:00～19:00
ATM 取扱 出金・入金・振込・残高照会・記帳・通帳繰越



大口支店
Tel.0995-22-1355 Fax.0995-22-6535
出水支店
Tel.0996-62-4906 Fax.0996-63-2239
〒895-2512 伊佐市大口元町20-4
(窓口営業時間/平日)9:00～15:00※11:30～12:30(昼休業)
(平日)9:00～21:00 (土日祝)9:00～19:00
ATM 取扱 出金・入金・振込・残高照会・記帳・通帳繰越

店舗外自動機器設置状況

(令和7年7月16日現在)

店舗外 設置場所	お 取 扱 時 間		お 取 扱 内 容			
	平 日	土曜・日曜・祝日	出金・残高照会	入金	通帳記帳	振込
鹿 児 島 地 区						
伊敷支店 玉里出張所	9:00～18:00	—	○	○	○	○
鹿児島市役所・本庁西別館 (共同)※1	9:00～18:00	—	○	—	—	—
イオンモール鹿児島 (共同)※1	9:00～21:00	9:00～19:00	○	—	—	—
山形屋 (共同)※1	9:00～19:00	9:00～19:00	○	—	—	—
鹿 屋 ・ 肝 属 地 区						
西原支店 垂水市役所出張所	9:00～17:00	—	○	○	○	○
鹿屋支店 リナシティかのや出張所	9:00～21:00	9:00～21:00	○	○	○	○
鹿屋支店 鹿屋市役所出張所	9:00～17:00	—	○	○	○	○
ニシムタ鹿屋バイパス店 (共同)※1	9:00～21:00	9:00～21:00	○	—	—	—
鹿屋支店 肝付吾平出張所	8:45～19:00	9:00～19:00	○	○	○	○
鹿屋支店 高山出張所(鹿児島銀行高山支店内)	8:50～19:00	9:00～19:00	○	○	○	○
鹿屋支店 内之浦出張所	9:00～17:00	—	○	○	○	○
大根占支店 根占出張所	9:00～18:00	—	○	○	○	○
北 薩 地 区						
大口支店 宮之城出張所	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○	○
大口支店 出水市役所出張所	8:30～18:00	—	○	○	○	○
南 薩 地 区						
枕崎支店 ニシムタ加世田店出張所	8:30～21:00	8:30～21:00	○	○	○	○
そ の 他						
セブンイレブン(セブン銀行)	24時間 ただし、以下の時間はシステムメンテナンスの為、ご利用できません。 ・毎日→深夜23:58～0:01までの3分間および早朝4:00～4:10までの10分間 ・毎月→第2、第4土曜日の深夜23:48～早朝7:00まで		○振込と通帳を使っての取引はお取扱いできません。 ○平日8:45～18:00及び土曜9:00～14:00は手数料 無料でご利用いただけます。			

※1 (共同)表示の場所では、入金・通帳記帳・振込はお取扱いできません。また、平日は18時以降、休日は終日時間外手数料がかかります。

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。 なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。



2025年5月12日(月)から鹿児島銀行
高山支店内にてATM運用開始